

令和5年9月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和5年9月5日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 柴口征寛議員 (1) 会計年度任用職員の処遇改善について
(2) 後期高齢者福祉医療費給付制度について
(3) 自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について
2. 荒川義孝議員 (1) 誰一人取り残さない不登校対策について
(2) 誰一人取り残さないデジタル技術の活用について
3. 野々山啓議員 (1) 豪雨による道路浸水の対応について
4. 黒川美克議員 (1) 高浜市公共施設あり方計画について
(2) 高浜市やきものの里かわら美術館・図書館と学校図書館の連携
について
(3) 公園整備と維持管理について
5. 福岡里香議員 (1) 高浜市広報戦略について
(2) 高浜市第4次地域福祉計画について

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	9番	長谷川広昌
10番	北川広人	11番	鈴木勝彦
12番	柴口征寛	13番	倉田利奈
14番	黒川美克		

欠席議員

8番 岡田公作

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	野 口 恒 夫
ICT推進グループリーダー	平 川 亮 二
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
行政グループ主幹	本 多 征 樹
財務グループリーダー	清 水 健
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	芝 田 啓 二
経済環境グループリーダー	島 口 靖
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
介護障がいグループリーダー	都 築 真 哉
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 洋 己
防災防犯グループリーダー	山 下 浩 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子

主 査 森 本 将 史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、よろしく願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は13名であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

初めに、12番、柴口征寛議員。一つ、会計年度任用職員の処遇改善について、一つ、後期高齢者福祉医療費給付制度について、一つ、自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について、以上3問についての質問を許します。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目に、会計年度任用職員の処遇改善についてです。

地方公務員の非正規雇用化が全国的に進んでおります。雇用されて何年たっても初任給の水準に据え置かれることが多く、年収200万円未満の官製ワーキングプアが問題となっており、また、雇用の継続も約束されておられません。日々住民のために与えられた職務を全うしようと志高く働いておられる中、雇用の継続において不安を抱えている方もおられます。

今回は、高浜市における会計年度任用職員の現状を伺い、安心して働くことができる環境をとの思いで、一般質問として取り上げさせていただきました。

まず、伺います。

会計年度任用職員制度の開始時期、開始に至った経緯、その目的についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） お答えさせていただきます。

まず、会計年度の制度が始まった時期でございますが、令和2年4月から始まっております。始まった背景、理由等でございますが、地方公務員法、地方自治法の改正に伴いまして、非正規職員の採用や待遇を適正化する目的として、全国的に導入されたものでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 昨年5月末から9月末にかけて、自治労連にて全国の自治体で働く会計年度任用職員を対象にしたアンケート調査が実施され、全国47都道府県から約2万2,000人の回答がありました。回答に占める女性の割合は約86%でした。ちなみに総務省の公表では、会計年度任用職員に占める女性の割合は約8割です。地方自治体における会計年度任用職員制度が女性労働の上に成り立つ制度であることが明らかになっております。

そこで、伺います。

会計年度任用職員の男女別人数及び全職員に占める割合を教えてください。あわせて正規職員の男女別人数についてもお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） まず、会計年度の男女別の人数でございます。令和5年4月1日現在でお答えさせていただきます。

158人中、男性15名、女性143名でございます。

また、職員全体に占める割合でございますが、約35%が会計年度任用職員となっております。

正規職員の男女の比でございますが、ほぼ半数ということでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） アンケート調査では、誰の収入で主に家計を支えているかとの問いがありました。主な家計維持者が「自分」と答えた人の割合は全体の4分の1を占めました。また「自分も含む複数」の24.3%と合わせると、約半数の会計年度任用職員が自らの収入によって家計を支えていることが分かりました。

それでは、伺います。

会計年度任用職員の男女別平均年収についてお願いします。また、正規職員についてもあわせてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） まず、会計年度任用職員の男女別平均年収でございますが、令和4年度の実績でお答えさせていただきます。

男性約195万円、女性は約129万円でございます。

また、正規職員の男女別平均年収でございますが、男性が約596万円、女性が約479万円でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） アンケート結果では、年収200万円未満が全体の58.8%を占めており、多くの会計年度任用職員が低所得で雇用され、その収入によって家計を支えていることが分かりました。

会計年度任用職員と正規職員の年収の違いについて、今伺いましたが、正規職員と仕事内容や責任が同じ会計年度任用職員は、現在おられますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 会計年度任用職員と正規職員の同じ職責かというところですが、内容は会計年度任用職員の業務でございますが、正規職員の補完的な業務というところで、職務内容も職務責任も正規社員とは異なってまいります。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 経験や資格が求められるような専門的な職種で、正規職員から指示を受けず、自ら専門の中で判断をして業務に当たっておられる会計年度任用職員は、どの程度いますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、正規職員の補助的な業務になりますので、あくまでも正規職員からの指示、そういったものに従って、会計年度任用職員は職務に当たるというところがございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今、言われた正規職員からの指示というのは、恐らく専門的な内容の外側に関する大きな意味でのことかと思いますが、実際に専門性のある内容を担っている正規職員さんというのは、現在おられますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） いろいろ会計年度任用職員も職種がございます。専門的な知識を有するというところでは、保育士だとか、あと学校でよくあるサポートティーチャーだとか、スクールアシスタント、こういったものは本当に教育の業務、そういった専門知識を生かした職であると思います。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） いずれにしても専門的な職種に就いておられる方に対して、今現在、職の手当というようなものはありますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 手当の関係でございます。主に会計年度任用職員、なる前からですが、期末手当というのが会計年度任用職員に適用されております。

また、令和2年4月から会計年度任用職員というふうになってから、いわゆる通勤手当、パート職員によっては費用弁償というものが支給されてございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今年度は158名の会計年度任用職員がおられるとのことですが、フルタイムとパートタイムの人数を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 158名全てパートタイムでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） フルタイムがいなくて、今パートタイムだけとのことですが、ではこのパートタイムについて、ちょっと何点か確認させていただきます。

まず、週の勤務時間と任期、そして再任用、まずこの3点についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 業務内容によって勤務時間は異なってまいります。最多でいいますと週5日37.5時間、短い時間ですと週3時間の勤務でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） あとすみません、任期と再任用についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） すみませんでした。

任期でございますが、一度公募をさせていただきました。あと、再度の雇用が4回まで、いわゆる最大5年任期がございます。ただ、その後も改めてまた公募をさせていただくことが可能ですので、引き続き雇用はできるものでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） では次に、社会保険と昇給についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） こちらも令和4年10月から、週の所定勤務時間及び月の所定勤務日数が常勤職員の4分の3以上で2か月を超えて勤務する者は、市町村共済組合のほうに加入ができることになってございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 昇給をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 昇給もございます。経験年数によって最大5年目まで昇給をすると

ころでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） あと退職手当と、あと年次有給休暇、この2点お願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 退職手当はございません。

あと年次休暇でございますが、こちら勤務日数によって異なりますけれども、年次休暇の取得は可能でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今、お聞きした中で、期末手当につきまして、支給月数と正規職員との比較をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 期末手当の支給月数でございますが、正規職員と同様でございます。現在でございますと6月、12月ともに1.2か月分でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） あとすみません、年次有給休暇の取得率についてもお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 年次休暇の取得率でございます。令和4年度の実績でお答えさせていただきます。会計年度任用職員でございますが61.6%、正規職員に関しましては63.2%というような率でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 自治労のアンケート結果から、仕事に対してやりがいや誇りを持っているという方は、少しある方も含めて約86%にもなります。

また、改善してほしいことは何かとの問いには、賃金を上げてほしいとか、ボーナスが欲しい、増やしてほしい、あるいは定期昇給を望むとか、退職金が欲しいと、低過ぎる賃金の改善を求める項目が上位4位までを占めております。

また、生計の維持の前提となる雇用の維持、つまり継続雇用については約34%が求めています。

仕事にやりがいや誇りを強く持って職務に取り組んでおられる会計年度任用職員、その意識を低下させることなく安心して働くことができるためにも収入の改善や継続任用は重要となってきます。それには一定のコストがかかりますが、市民への質の高い公共サービスの提供、また高浜市の発展のためにもそのコストを受け入れることが必要であると思います。ぜひ会計年度任用職員の方々の処遇につきまして、常に考慮をしていただきますようお願いいたします。

次に移ります。

後期高齢者福祉医療費給付制度についてです。

高浜市では、2021年、令和3年3月31日をもって、独り暮らし非課税の新規認定が残念ながら終了されました。既に独り暮らし非課税により後期高齢者福祉医療費受給者証の交付を受けている方は、それ以降も医療費の助成を受けることができます。しかし、一度資格が喪失してしまうと、再度申請を行っても認定を受けることができなくなりました。

この後期高齢者福祉医療費給付制度ですが、2008年、平成20年4月に、福祉給付金制度を後期高齢者福祉医療費給付制度へと愛知県が名称変更し、従来の対象者であった独り暮らしの市町村民税非課税の高齢者が対象外となりました。

そこで伺います。

当時、愛知県が制度名を変更し、独り暮らし非課税高齢者を対象外とした経緯についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） お答えさせていただきます。

御質問の後期高齢者福祉医療費給付制度の沿革も含めてお答えをさせていただきます。

愛知県では、昭和58年2月1日に施行された老人保健法において、一部負担金が導入されたことに伴い、この一部負担金の支払いが困難な高齢の障がい者や認知症、寝たきり高齢者の生活の安定を図るために、医療保険制度における自己負担分を公費で支出する制度として、昭和58年4月に福祉給付金支給制度が創設をされました。

対象者は福祉医療利用権該当者として、障がい者医療、母子家庭医療、戦傷病者、公費負担医療受給該当者の精神措置入院、勧告に伴う結核入院患者、要保護老人である独り暮らし老人、寝たきり老人とされております。なお、実施主体は市町村とし、県は対象経費の2分の1を助成することとなりました。

その後、幾つかの制度改正を経て、御質問にもありましたが、平成20年4月に後期高齢者医療制度の創設に伴い、福祉給付金支給制度を廃止し、後期高齢者福祉医療費給付制度を創設いたしました。

また、新たに障がい者医療の対象となった精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者を給付対象とするとともに、独り暮らし高齢者の廃止をしております。

この県の独り暮らし高齢者の廃止につきましては、昭和58年の福祉給付金支給制度創設時と比べ、核家族化や高齢化等による社会変容や介護保険制度と高齢者等福祉施策の充実により、独り暮らしであることのみを理由として医療費助成をする必要性が相対的に低くなったことから、医療を中心とする寝たきり認知症に特化して助成するとされております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 愛知県が対象から外した独り暮らし非課税高齢者を引き続き対象とした市町村は、当時61市町村中53市町村、率にして87%でした。そして徐々に数が減ってきたかと思

ますが、現在この独り暮らし非課税高齢者を対象にしている県内の自治体数とその割合をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 御質問の県下の54市町村で、県同様に独り暮らし非課税の高齢者を対象外としておるのが15市町で、市単独で実施しておるのが39市町村でございます。

また、令和3年4月から新規申請の受付を終了しました市町村は、本市と愛西市、北名古屋市の3市、豊橋市も令和4年8月から新規の申請の受付を終了いたしております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 近隣市の現在の状況について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 近隣市の状況でございますが、碧南市、刈谷市、安城市、知立市とも現在も独り暮らし非課税の方を対象といたしております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 碧海5市では、高浜市だけが独り暮らし非課税の新規認定が廃止されましたが、その経緯についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 本市が新規認定を廃止したというところの経緯でございますが、先ほどの答弁もでございますけれども、平成20年4月以降は愛知県の独り暮らし高齢者に対する補助がなくなりましたが、本市では引き続き独り暮らし非課税の高齢者への福祉医療費給付を市単独事業として継続をしております。

その後、令和3年4月1日から精神障害者保健福祉手帳1級、2級かつ自立支援医療受給者証をお持ちの方の精神障害者医療費助成範囲を精神疾患のみから、外科、内科、歯科、調剤などを含む全疾病に拡大をすることと併せまして、限られた財源の中で福祉医療費の助成制度を維持継続していく必要があることから、後期高齢者福祉医療費助成の独り暮らし非課税の認定要件とする新規認定を終了いたしました経緯がございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 独り暮らし非課税の新規認定が廃止されるその前の新規認定数を教えてください。あわせて後期高齢者福祉医療費の全対象者の人数と年間合計助成金額について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 新規の認定を廃止する前の令和2年度の独り暮らし非課税の方の新規認定者の方は29名でございます。

次に、令和5年8月の状況で申し上げますと、独り暮らし非課税で後期高齢者福祉医療費給付の対象者の方は132名となっております。

また、市単独費として医療費を給付しております県の自立支援医療受給者証をお持ちの方で精神科に通院されておられる方が45名、医師の診断書により精神科に入院されておられる方が1名おられ、合計といたしましては178名となっております。

なお、昨年、令和4年度の後期高齢者福祉医療費の市単独分の支給額につきましては、約1,194万円となっております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） もし来年度、新規認定を復活させるとなると、先ほど伺った数値からざっくり計算して、大体約800万円程度必要になるかと思われます。先ほどのお答えの中で、近隣市では継続しているとのことでした。県内39市町村72.8%において継続されているこの制度を復活するお考えはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 御質問の制度を復活する考えでございますが、本市の福祉医療制度を安定的に維持させることを重視しながら、県補助金対象以上の拡大を市単独事業として実施をいたしております。限られた財源の中で、事業を継続していくことが非常に重要であると考えており、制度を復活する考えはございません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） お答えの中で、独り暮らしであることのみを理由として医療費助成する必要性が相対的に低くなったとの発言がありましたが、そうした冷たい対応ではなく、復活が無理であるならば、せめてその代わりとなる施策を行う温かい対応を今後ぜひ検討していただければと思いますが、市長、これに関して何かお考えはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、担当リーダーが申したとおりで、全体のいわゆる福祉施策のことを考えながら、今の考え等申し上げましたように、現段階ではそういうことを復活する考えはございません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） かつて高浜市は福祉のまちと言われておりました。それに比べると、現在の状況、大変残念でなりません。あらゆる人に光を当てるような温かいまちにさせていただきますよう強くお願いして、次に移ります。

最後に、自衛官募集事務に係る対象者情報の提供についてです。

近年、自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中、自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方公共団体への働きかけが以前にも増して強化されております。

特に、防衛省が自衛官や自衛官候補生の募集に関し、必要な資料であるとして、募集対象者の住民基本台帳情報4項目を紙または電子媒体で自衛隊に提供するように求める依頼を毎年続け、従来の個人情報を名簿や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供する自治体が全国で急増しております。

ここ高浜市では、今年度春から宛名ラベルでの提供を開始したとのことですが、この名簿提供方法に関して、ほかの自治体では電子データや紙媒体での提供を行っているところもあります。封筒に貼るだけの状態にわざわざ高浜市が協力して、宛名ラベルとして自衛隊に提供を行うことにした、この理由についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） まず、従来、住民基本台帳の閲覧制度の利用によりまして、自衛隊の地方協力本部の方が、必要な情報を筆写する形式で自ら取得しておりまして、市でからの提供は行っていなかったというところで、今年度の春から宛名ラベル形式での提供を始めたということは、そのとおりでございます。

私どもが、まずその提供ということに至った経緯といたしましては、改正個人情報保護法の施行に伴う通知といたしまして、昨年度の8月、自衛官の募集事務に関しまして、愛知県の総務局より通知がされました。その通知の中で、国の個人情報保護委員会から、自衛官の募集対象者の情報の提供は自衛隊法の施行令に基づく事務でございまして、個人情報保護法における個人情報の利用及び提供の制限の例外に該当するとの見解が示されていること、愛知県からも自衛隊対象者情報を提供しても、個人情報の保護法上、特段の問題を生ずるものではないことから、防衛大臣への自衛隊募集対象者の情報提供は可能であるとの見解が示されたというところで、まず提供に至ったものでございます。

そこで、なぜ宛名シールという形式を取っているのかということについてでございますけれども、従前から近隣市においても宛名ラベル、宛名シールでは提供があったものでございます。また今年度、自衛隊から宛名シールによる提供を依頼する通知がございましたため、そのような形式となっております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 宛名ラベルの提供開始に当たり、自衛隊等はこの宛名ラベルの取扱いに関して、募集以外での使用とか複写、あと残ったラベルの取扱い等について、取決めとかは行われましたでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 細かい取決めということはいたしておりません。ただし、宛名ラベルでの提供ということで、募集通知を発送するために使用した場合は、その後の利用ということで、

そのおそれが最も低い方法といたしまして、宛名シールでの提供ということも私どもでは考えております。

また、宛名シールによる提供についてということで、自衛隊の愛知地方協力本部長から通知がありました中で、その対象者情報の取扱いについてというところで、自衛官等の募集事務においてのみ適切に使用し、防衛省、自衛隊における個人情報保護に関する法規により厳正に管理を行いますということで、文書による通知が来ております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） この提供するに当たっての対象年齢についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 対象年齢は、今年度18歳ということで、今年度の提供内容といたしましては、平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した男子ということでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 近隣市における提供状況、提供方法についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 近隣市、刈谷市さんと碧南市さんと知立市さんと安城市さんは宛名シールで提供しております。ただ、西尾市さんだけは普通の紙の印刷したもので提供をいたしておるということでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 名簿提供をしてほしくない方のために除外申請の制度があるかと思いますが、この周知方法についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 除外申出につきまして、私どもも要綱を作成いたしまして、市の公式ホームページによりまして案内を行っております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） その公式ホームページについて、ちょっと確認してみたんですけども、ちょっとどこにあるのかが分からなかったです。分かりやすい掲載をぜひお願いしたいのと、広報紙には載せてないようですけども、自衛官の募集については掲載されているかと思うので、ぜひこの除外申請についても載せていただきたいと思います。ちょっと現在の周知方法では不十分と言わざるを得ないのではないかと思います。

先ほど名簿提供についての法的な根拠についてお話がありましたけれども、これについて住民

基本台帳法では、個人情報保護に留意して、記載の情報は原則非公開とされており。自治体から自衛隊への名簿提供は、住民基本台帳法では定めのない個人情報の外部提供という法外な措置が取られていることに最大の問題点があり、国が自治体に対し、募集対象者の個人情報の提供を求める根拠法令としている自衛隊法第97条第1項や自衛隊法施行令第120条そのものが、そもそも根拠となり得るものではないと考えます。

もし仮に、国が示す根拠に沿ったとしても、2021年、令和3年2月防衛・総務両省の各課長名により、全国の自治体に出された募集対象者の住民基本台帳の一部の写しを自衛隊に提出するよう求める通知は、自衛隊法施行令第120条の防衛大臣が市区町村長に資料の提出を求めることができるとする規定にのっとったものでしかありません。

また、この通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言とされており。地方自治法第247条第3項では、助言等に従わなかったことを理由として不利益な取扱をしてはならないとも規定されており。

したがって、国からの依頼に応じるかどうかは、各自治体が独自の判断で決めることができ、依頼に応じる義務がないことは2003年の国会審議において政府も明言しました。

したがいまして、来年度の名簿提供については、慎重に御判断いただけるようお願いいたします。

最後に、高浜市は本年度、自衛隊募集に関する重点市町村とされているとのことですが、これについて詳しく教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 自衛隊募集に関する重点市町村についてですけれども、指定された当該1年度、ですので、高浜市は今年度は自衛隊愛知地方協力本部の各地域事務所等と連携いたしまして、通常よりも広く広報活動等を行うこととされるものでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） この重点市町村について、これ高浜市は過去には指定されたことはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 過去は、平成22年度と平成23年度に指定されたことがあったと記憶しております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 私は、2001年、平成13年に創設された予備自衛官補制度により予備自衛官補となり、その後、公募予備自衛官として5年前まで陸上自衛隊にて、ほぼ毎年訓練に参加しておりました。批判的に捉えていたこの自衛隊に対して、災害発生時救助活動にて、多大な貢献を

している姿を見て、改めて自衛隊の中から考えてみたいと思っていたときに、この予備自衛官補制度の創設を知り、応募したのが始まりです。その後、5年前まで約14年間関わってきました。訓練を通じて、現職の自衛官を間近で見ると、我々に対して丁寧に教育あるいは指導し、また任務に対し誠実に取り組んでおられました。

入隊する前までに抱いていた自衛官に対する否定的な考え方というのはなくなり、自衛官を一人でも戦争で失いたくない、その家族を悲しませるようなことがあってはならないという気持ちへと変わりました。

しかし、残念な出来事が今年の6月に起こりました。4月に入隊したばかりの自衛官候補生が、岐阜市の陸上自衛隊日野基本射撃場で射撃訓練中に発生した小銃乱射事件です。私もこの事件が起きた射撃場には一度だけですが行って、実際に射撃訓練を受けました。そのため、最初にこの報道を知ったとき、大変な衝撃を受けました。

小銃の取扱いについては、実際に訓練を受け、銃というものは人を殺すものではなく、自分の身を守るためのものであると指導を強く受けました。また、この小銃の取扱いに関しては、ほかの訓練指導に比べて最も厳しく指導され、その指導する側の思いというのも十分理解しました。

そのため、この報道を知り、なぜこの事件が起きたのかが全く理解できないと同時に、亡くなった隊員やほかの隊員の訓練生にその思いが伝わらなかった、その無念さは計り知ることができず、涙が次々とあふれてくる状態になりました。

自衛官のサービスの宣誓の後半部には、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」とあります。いつでも国民のために命を投げ出すという強い覚悟を持っておられることに敬服するとともに、絶対に戦争を起こしてはならないと常に思っております。

そのため、今回のこの自衛隊への名簿提供については、大変疑問を感じております。この提供がきっかけとなり自衛隊へ入隊し、何らかの原因で命を落とすようなことが起きないとも限りません。高浜市で生まれ育った大切な人たちが命を落とすこともあるということを常に頭に置いて、今後の自衛隊への名簿提供には慎重に取り扱っていただくことを強くお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は10時50分。

午前10時41分休憩

午前10時50分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番、荒川義孝議員。一つ、誰一人取り残さない不登校対策について。一つ、誰一人取り

残さないデジタル技術の活用について、以上2問についての質問を許します。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） 改めておはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問のほうをさせていただきます。

夏休みが終わり、新聞等活字で不登校という言葉が躍るようになりました。

初めに、誰一人取り残さない不登校対策についてお聞きしていきます。

小・中学校の不登校児童・生徒が過去最高の25万人近くに至る中、文部科学省は令和5年3月に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、通称COCOLOプランを取りまとめました。このプランの最重要ポイントは、学校へのアクセスではなく、学びへのアクセスを大切にしようとしているところであります。少子化が進み、子供の総数が減少しておりますが、児童虐待、いじめ、自殺、不登校の深刻化など、子供たちが生きづらい世の中になっています。

ここで目を配っておきたいのは、子供の権利です。本年4月にこども基本法が施行されました。差別のないこと、命を守られ成長できること、子供にとって最もよいこと、意見を表明し、参加できること、この4つの原則が盛り込まれています。平成元年11月20日に国連総会で採択された子どもの権利条約、我が国は平成6年に批准いたしました。4つの原則と4つの権利を大切にしようとして世界に投げかけました。4つの権利とは生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利です。学びへのアクセス、すなわち学びの場の数を増やすことはもちろん必要ですが、そうした場がこの4つの原則にのっとって、4つの権利を実現することができる環境になっていることこそ重要です。

不登校は子供にとって身を守るための緊急避難的な行動であり、悪いことではありません。無理やり学校に行かせることは避けるべきですが、子供が自主的に学校に復学できるようにするためにも親は親の、学校は学校の持つ役割の基、不登校解決に向けた取組を協力して行っていく必要があります。そのためには子供と向き合い、原因や理由を把握し、それらを解消して子供が元気に安心して学校へ通える環境をつくっていくことが重要であると考えます。

COCOLOプランが重視し、推し進めていく学びの保障を考える基礎となる取組や考え方を確認していきます。

初めに、本市は不登校をどう定義し、不登校児童及び生徒の実態をどのように捉えているのかお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 文科省発行の生徒指導提要には、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

本市の実態においては増加傾向にあるだけでなく、個々の背景や要因も本人、家庭、学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っていたり、学校に対する保護者や児童・生徒自身の意識の変化など、社会全体の変化も少なからず影響していたりすることもあることから、不登校に関わる問題は難しくなってきたのが現状であります。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

文部科学省が令和4年10月27日に発表しました令和3年度児童・生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、不登校の小・中学生は24万人を超えたことが分かりました。小学生約8万人、中学生約16万人です。20万人を超えたのは初めてのことで、児童・生徒1,000人当たりの不登校児童・生徒数は25.7人、令和2年度は20.5人です。不登校児童・生徒が9年連続で増加し、過去最多となりました。

また、不登校と比較されるひきこもりであります。言葉の意味が似ているので異なります。厚生労働省は「ひきこもりの支援施策について」によると、ひきこもりとは仕事や学校に行かず、家庭以外の人とほとんど交流することなく6か月以上自宅に引き籠もっている状態のことを指すようです。不登校の場合、定義の対象となるのが学校に通う児童・生徒であるのに対し、ひきこもりの場合は年齢は関係ありません。

では、本市の近年の不登校児童・生徒の人数はどのように推移しているのでしょうか。また、小学校から中学校における不登校の様子はどのような状況なのかを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 令和2年度から4年度までの過去3年間のデータで言えば、小学校は41人、60人、88人、中学校は79人、82人、115人と増加傾向にあります。

小学校から中学校に限らず、高浜市の傾向としまして、学年が上がるにつれて増加しています。小学校6年生から中学校1年生について、過去3年間を見ると前年度から続いて不登校になっている生徒が3分の2程度いるのが現状になっております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

本市においても例外なく増加していますね。これまで増加傾向にあった小・中学校の不登校ですが、令和2年度から令和4年度のデータであることから、コロナ禍も原因の一つと考えられると思います。

学校の臨時休校や学校生活での様々な制約によって生活リズムが乱れやすく、交友関係を築くことが難しくなり、児童・生徒に登校意欲がわきにくい状況だったと文部科学省も推察しています。

その不登校の要因は学校、家庭環境や児童・生徒本人の課題などが複雑に絡み合っている場合が多いため、児童・生徒ごとに不登校になったきっかけや継続してしまう理由をアセスメントし、その児童・生徒に合った支援策をプランニングすることが重要であります。不登校が長期化してからの対応ではなく、未然防止、早期発見・早期支援を行うためにも原因の把握と調査が必要ですが、どのように行われているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 各学校から毎月の定例報告により行っております。

報告事項は欠席の要因、欠席日数、本人や親の様子、それに対する学校の対応や関係機関との連携についても報告しています。ほかにも早期発見・未然防止の観点から、累計3日以上欠席をした児童・生徒についても報告し、共有をしております。さらには、昨年度報告対象であった児童・生徒について今年度の調子がいいとしても、安定した登校ができると学校が判断するまで、しばらく経過観察のために報告をしています。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

不登校の兆しが見られ始めたらすぐに共有を図っていることがよく分かりました。直ちに児童・生徒理解に基づく適切な支援を始めることが重要ですね。

不登校は深刻な悩みとなっていることも少なくないため、社会においても解決策を検討することが求められています。そのためには、多様な不登校の状況、状態や背景を考慮し、一人一人の児童・生徒の状態を見ながら様々な原因と解決策を考えていくことが重要です。原因は多岐にわたると思いますが、どのようなものがありますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 文科省の調査で言えば、全部で14種類あります。具体的にはいじめ、いじめを除く友人関係をめぐる問題、教職員との関係をめぐる問題、学業の不振、進路に係る不安、クラブ活動や部活動等への不適応、学校の決まり等をめぐる問題、入学、編入学、進級時の不適応、家庭の生活環境の急激な変化、親子の関わり方、家庭内の不和、生活のリズムの乱れ、遊び、非行、無気力、不安、上記に該当なし、以上14項目となっております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

14項目上げていただきましたが、不登校の要因としては学校、家庭、本人起因によるものと大別できますが、実際はそんな簡単なものではありません。不登校の要因を子供に聞き出せば何らかの理由を答えるかもしれません。しかし、実際は子供自身の言葉では表現できない何かが、例えば発達特性や心身の問題、家庭での出来事などが複雑に関係しているかもしれません。原因は一つではなく複雑に絡み合っていることがほとんどで、一つの原因を特定することはあまり意

味がないかと感じます。

そこで、不登校が発生した際どのような体制で対応しているのか、また、併せて改善までの基本的な考えについて伺います。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 教職員一人一人が児童・生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、担任一人で抱えることがないように学校全体でチームとしての指導、援助を行う体制の充実を図っています。実際には校内の不登校対策検討委員会などで情報共有をしたり、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、校外適応教室なども加えたネットワークを構築し、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進を心がけて、教育相談体制が組織的に機能するようにしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

不登校児童・生徒が出現すると、担任の先生が責任を感じてしまうケースが多いと聞きます。校内に不登校対策検討委員会を組織し、学校全体の指導体制の充実を図る上で、それぞれの役割について相互理解した上で日頃から連絡を密にし、一致協力して対応に当たることと御答弁いただきました。

児童・生徒の情報を共有することによって早い段階で変化に対応できる、支援の見通しを持つことによって担任の負担が軽減される、関係機関との連携も可能となり、早期発見・早期解決につながる、多角的な視点から検討できることにより、適切な支援方針の決定ができる、スクールカウンセラー等からの専門的な見識から助言がもらえるなどの効果が期待できると考えます。実際に改善されたケースを中心に御紹介いただけますか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 個々の児童・生徒の状況によっては一概には言えませんが、改善されたケースにおおむね共通していることがあります。それは、その対応チームが不登校の背景にある要因を場面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につながるアセスメントの視点を大切にしていることです。

時に教職員が考える不登校のきっかけと児童・生徒自身による回答にはずれが生じることもあります。例えば、一見したところでは遊び、非行型の不登校に見えても、丁寧にアセスメントをしていくと、背景に親子関係の葛藤や学力の課題等が浮かび上がってくるようなケースも少なくはありません。

「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりするのではなく、家庭訪問や教育面談を通して本人や保護者と丁寧な対話を重ねながら本人としてはどうありたいのかという希望や願い、本人が持っている強みや興味、関心

も含め、本人の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつアセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことを大切にしていたことで、その生徒は少しずつ登校できるようになっております。もちろんこの支援方針が全ての児童・生徒に適応するわけではありませんが、どのような状況にあってもその子の気持ちに寄り添って、粘り強く丁寧に支援し続けていくことを努めております。以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

児童・生徒の行動の背景にある様々な要因などを組織的にアセスメントし、プランニングすることや児童・生徒を理解したいという思いを基に支援策を講じていることが確認できました。一方的な押しつけのような支援は、返って指示や命令のように捉えられ、拒否感さえ抱かれてしまうことも考えられます。もし、原因がどんなものであったとしても学校へ無理やり行かせたり、学力の心配だけを重要視することはよい結果につながりません。

根本的に解決することが難しい事例もあるようですが、HSC、御存知でしょうか。不登校に関連があるとも言われています。全人口の5人に1人がHSCの気質があるとも言われています。HSCとはハイリー・センシティブ・チャイルドといい、人一倍敏感な子という意味で、簡単に説明すると感受性が強く、いろいろなことに敏感に反応してしまう気質を持った子ということになります。HSCは医学的な診断名ではありません。環境感受性が生まれつきのもので育っていく環境の影響を受けていくものがあります。HSCの児童・生徒が学校で感じる不安やストレスから不登校になりやすいといった理由の一つかもしれません。

特性や性格、症状に応じたものもあり、より具体的な支援が求められます。一人一人の状況に応じて積極的な児童・生徒支援を心がけること、HSC、LD、ADHD等を理解し、適切に対応することも大切です。つまずきのある子供たちだけではなく、全ての児童・生徒に適切に対応していくためにも多面的なアセスメント、プランニングによる支援をお願いいたします。

それでは、実際に行われている取組や方策についてお聞きしていきます。

自分のクラスに入りづらい児童・生徒が登校した場合、どのような対応をしてみえるでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） このことにつきましても、個々の児童・生徒の状況によって一概には言えませんが、基本的には本人の気持ちに寄り添った対応を優先しております。どうしてもクラスに入りづらい場合は、校内の適応教室を利用したり、一人で過ごしたいという気持ちがあれば、別室対応をしたりします。滞在時間についても、本人がどこまで過ごすことができそうか、本人の気持ちを最優先に決めていきます。その児童・生徒が登校した気持ちをしっかりと認め、その児童・生徒が登校してよかったと思えるような対応に努めています。さらには、本人の

気持ちに合わせて別室から徐々に教室に向かえるように、そして、教室での自然な迎え入れができるように担任だけでなく関係教職員で情報共有し、その児童・生徒の支援方針に応じて柔軟に対応をしています。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

既に児童・生徒の気持ちを優先し、学校で過ごすということを主眼に置き、別室対応をしてみえます。

学校内に落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習、生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果も期待されますが、各学校において支援スタッフ等の活用、協力も得つつ、空き教室や空いているスペースを利用するなど、こうした機能を有するスペシャルサポートルームを設置することが望まれますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 教室に居場所感を持たない児童・生徒のその居場所として、また、一旦不登校になったものの学校に通いたいと思った際の通過点として、別室登校を行うことは珍しくありません。現在も中学校においては既に校内に適用教室を設置し、専属職員も配置しております。小学校においてはその目的に特化したスペースや職員はありませんが、職員が臨機応変に対応し、保健室や相談室、会議室や図書室など学校の実情に応じて一時的な居場所としております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

それでは、学校に居場所感を持たない児童・生徒に対し、学校以外で居場所づくりとしてどのような取組を行ってみえるでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） いきいき広場に高浜市教育委員会所管の校外適応教室を設置しております。この教室は、例えば人と関わるのが難しく、登校できずにひきこもりがちになってしまう児童・生徒が居場所としています。専属職員として現在は校長経験者を二人配置し、様々な案件に柔軟に対応できるようにしております。学校とも連絡を取り合っておりますので、利用している児童・生徒についての情報共有はしっかりできています。

まずは、校外適応教室で少しずつ人と関わることに慣れ、その後本人の気持ちに併せて、そこから校内適用指導教室に向かえるように、担任だけでなく各校不登校担当や教頭などで情報共有しながら、支援方針に応じて柔軟に対応しています。ここは小学校、中学校問わず申請の手続を

すれば利用できます。現在の利用者は小・中合わせて15名おります。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

児童・生徒が安心できる自己肯定感や充実感を感じられる場所が居場所であり、さらに身近な地域で人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な学び場や居場所の確保が必要となります。

不登校になると学校での授業内容が分からなくなります。今どんなことを勉強しているのか見えない状態は、不安も孤独感も迫ってしまうものです。不登校だとそもそもどれぐらい勉強が遅れるのか、一度勉強が遅れたら取り戻すことが難しく、手遅れにならないのかという疑問や不安があるかと思います。もう遅れを取り戻せないのではないかという思いがさらに学校に行きたくなくなってしまう原因ともなり得ります。学習支援についてはどのような取組をしているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 具体的な取組は本人の状況に合わせた学習プリントや課題の準備、教職員による学習支援、相談活動などが挙げられます。中学校の場合は専属職員がおりますので、各自が時間割に沿って教科書や補助教材などを使って自主学習するのを寄り添って支援をしています。自主学習が難しい場合は、自分ができる学習を相談しながら進めています。校内の場合は担任や教科担任が時間をつくって児童・生徒と話をしたり、学習支援を行ったりしています。小学校の場合は対応できる職員が同様の支援を行っています。

どちらにしても利用している児童・生徒が複数おりますので、対応職員は同時に個別に支援をしています。校外の場合は常駐職員が同様の支援を行います。校内、校外問わずそのときの本人の学習に向かう意欲や力がどれほどあるのかによって支援することが変わってきます。まずは学習に向かう力を育む前に、本人が安定して登校する力や、安定して日常生活ができる力を持つことに支援の重点を置いています。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

本人の寄り添った支援ということを中心に置いてみるということで、安心をいたしました。ただ、学習に関しては本人よりも保護者がとても気になるところです。どうしても登校や日常生活に力を持ってない児童・生徒の支援に際しては、いち早くタブレット端末を導入した本市の強み、将来的にはデジタル化の波に乗り遅れることのないよう生かしていただきたいと考えます。

それでは、学習に関する評価やテストについてはどのように対応しているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 校内や校外適応教室に定期的に通室できている生徒につきましても、別室受験という形で対応しております。順位判定はできませんが、本人がどの程度できているのか、また、どこでつまづいているのかなどについては振り返る場としたり、教師が成績をつける参考資料としたりしています。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

テストはついて回るといところで、テストを受けることにより自分の到達度、すなわちテストを行うことで自分が今、どれぐらいのレベルにいるかを把握することができ、一定の評価がされるということです。ただ、しかし、裏を返せば授業もテストも受けていない場合、成績を評価する手段がありません。学校によっては通知表の評価もできず、内申点はゼロになってしまうケースもあり、進学先の選択肢が限定されてしまうのではないかという不安はまだ根強いいため、多面的、多様な支援をお願いいたします。

さて、不登校やひきこもり等に対し、学校教育の枠にとらわれない学びの場、居場所づくりを目指して活動している教育機関であるフリースクールですが、設置状況及び設置に対してどのように考えているのでしょうか。また、民間のフリースクールやオンラインスクールなどと連携していくことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 不登校の背景、また、要因が多様化していく中で学校内の支援だけでは難しいケースも見られます。個々の不登校の状態や背景や要因を適切にアセスメントしながら、保護者を交えた教育相談を何度も重ねていく中で、本人の願いがどこにあるかによって校内、また、校外の適応教室、フリースクール、児童相談センター、クリニックなどその児童・生徒に合った関係機関につなぐ支援が必要であると考えております。実際に民間のフリースクールを利用した生徒もいます。本市としてフリースクールの設置は考えてはいません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

一人一人の個性に合わせた指導、分かり合える交友関係がつけられるなどのメリットを有し、多様な学習の手だてや体験活動の場を提供しているフリースクールとの連携を通じて、一人一人の子供が持つ自分らしさを伸ばし、自己肯定感を育むことも目指すべきことのひとつであります。

フリースクールのもう一つのメリットとして通学も出席とみなすこととなっておりますが、不登校児童・生徒の出席扱いについて基本的な考えはありますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） そこで行われている活動が、学校で行われている活動と同等のものだと学校長が判断すれば、出席扱いとしています。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

フリースクールであろうと適応教室であろうとICTによる学習であろうと、学校長が判断すれば出席扱いということで、安心をいたしました。

では、教育相談体制が組織的に機能するようにしているということですが、不登校に関わるスクールカウンセラーの役割と現状について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 役割は臨床心理に関する専門知識を生かし、学校現場で児童や生徒及び保護者、教職員の相談支援を行います。不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促します。高浜市は4名配置しており、中学校には週1回、小学校には隔週で1回勤務しています。主に保護者からの相談が多く、子育ての不安や子供の生活や様子に関する悩みに対し丁寧に寄り添い、支え、解決策を一緒に考えてアドバイスをすることで少しずつ不安の解消、軽減につながっています。保護者の心の安定を図ることで、子供の心の安定につながり、落ち着きのある生活へと改善しているケースがよくあります。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

不登校児童・生徒等へのカウンセリングや教職員、保護者等への専門的助言、支援において効果を上げているようです。

専門家であるスクールカウンセラーは、学校に常駐ではないようです。保護者からの相談するタイミングもあるかと思えます。そこで、各学校においては不登校児童・生徒に対する適切な対応のために中心かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置づけたり、育成することが必要だと思います。

校内の相談体制はどのようになっているのでしょうか、また、保護者が学校に相談しにくい相談窓口はどのようなものがあり、現在の設置状況はどのようになっているのかを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 不登校をはじめ、児童・生徒への相談体制においては、まず、最も身近な関わりを持つ学級担任が入り口となります。しかし、学級担任だけでは解決を図ることが困難な場合も少なくありません。その相談内容に応じて学年主任や不登校担当職員、生徒指

導担当職員、教頭などが学級担任を支え、組織として問題解決していくことに努めております。保護者が学校に直接しにくい場合の相談窓口として、教育委員会や校外適応教室、家庭教育相談室などは常時受け付けており、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては学校に予約をして利用をしていただいております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

教育相談体制の充実を図る上で強いリーダーシップの下、教頭先生、学級担任、学年主任、不登校生徒指導担当職員、スクールカウンセラー、相談員等がそれぞれの役割について相互理解した上で、日頃から連絡を密にし、一致協力して対応に当たっていることがよく分かりました。

しかし、保護者だけで解決しようと頑張ってしまうがちです。特に母親は、自分が何とかしなくてはと気負いがちです。確かに、親は子供の一番の理解者ではありますが、家庭の力だけでは不登校を解決できないことも多々あります。

そこで、不登校児童・生徒の保護者に対する支援体制はどのようになっているのでしょうか。また、保護者同士の懇談の場はどのように設置しているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 担任をはじめ、学年主任や不登校担当職員が定期的に保護者と面談していきます。支援の継続が予想される時は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適用教室につなぐことが多いです。保護者同士の懇談の場を学校からは提供していません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

基本は面談や相談ということですね。長期化する前に保護者のストレスや不安などが起因し、自責の念や他者批判などへ発展しないよう、保護者自身のメンタルケアもカウンセラーなどがその役割を担っていくことと思います。

不登校やひきこもりの子を持つ親の会などの支援団体が他市などにあるようです。同じ悩みを抱える親たちだからこそ分かり合える話や、的を射たアドバイスがあるようです。気持ちが通じる仲間がいるという心強さ、不登校に対処し続けるための活力となりますので、本市においてもぜひともそのような場を設けることが必要だと考えますので、御検討のほうをお願いいたします。

では、学校に通いたいと思ったときに、本人や保護者の希望や状況に応じてクラスを変えたり、転校したりすることについての対応は可能でしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 年度途中でのクラス替えはしてはおりません。転校については学校と保護者と本人がその先のことをよく考えて話し合った上で、転校したほうがいと判断に至れば、区域外就学という形で可能なこともあります。慎重に進める必要があると考えています。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

クラス替えや転校のメリットは、大きく環境が変わることですが、同時にデメリットでもあります。環境が変わり、本人も心機一転頑張れる半面、環境が変わったことが原因で行けなくなる可能性もあります。

不登校の原因であった友達や先生から離れられる反面、今の友達と離れなければならなかったり、友達となじむのに苦労する可能性もあります。いずれにせよ、事例が少ない、賭けみたいな先が分からないところがありますので、しっかりとしたネットワークの中で対応が必要だと考えます。強固に進められている学校内での支援体制をはじめ、学校間の連携共有といったネットワークの確立のほうもお願いいたします。

では、将来を考えたとき、テーマの一つとなるのが不登校児童・生徒、特に中学生の進路について、社会的自立に向けた進路相談、進路指導はどのように行っているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 高校段階の進路については多様な選択肢があります。例えば、小・中学校で十分に力が発揮できなかった生徒を対象に学び直しの教育支援を行う高等学校や、生活に合わせて通学時間帯や修業年限を選べる定時制高校、また、教育課程の中で生徒の進路希望に応じた多様なコースを設けている通信制高校もあります。さらに、不登校経験者を多く受け入れ、個々に応じた細やかな支援をする高等専修学校や、教育課程外の学びを多様に展開し、生徒のペースを考慮しながら通学頻度を選べる学校などもあります。

個々の児童・生徒に求められる自立の姿は実に多様であるため、中学校における進路指導において高校進学という形だけを整えるのではなく、個々に応じた多様な社会的自立に向けて、目標の幅を広げられるよう、こうした多様な進路を実現するための情報を保護者や本人に丁寧に提供しています。受験間際になって動き始めていくと対応できないことが多いので、事前に学校見学に行き、本人が自分の目で学校の雰囲気確かめたり、そこに通うために必要な交通機関や時間管理など実際に確かめたりすることを促しています。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

多様かつきめ細かな選択肢があると御答弁いただいた中で、不登校ではない生徒と同等の高等学校を促す支援に関しましては答弁の中にありませんでした。

公立高校では欠席日数が多い場合は審議の対象とするとして、入試において不利になることが明記されていることが多いです。同じく、内申点が入試の評価に関わる割合も高いとされています。学校校内、校外適応教室、フリースクールに通うことはできないが、成績が優秀であったり、自宅で授業を受けられることができればといった生徒もいます。これも個に応じた対応が必要かもしれません。そういったケースもあることと思いますが、不登校生徒と進路未定生徒の相関関係についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 不登校生徒が必ずしも進路が決まらないというわけではありません。先ほど述べましたとおり、進路先に多様な選択肢があるので、過去3年間の記録を見ても、不登校を経験した生徒であっても個々の特性を踏まえ、学校見学や職場体験などを繰り返すことで、しっかり自立している卒業生は多数おります。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

自立している生徒が多数いると聞いて安心しました。

文部科学省が平成26年度に実施した調査では、平成18年度に不登校であった生徒の5年後の状況、不登校であった中学3年生が二十歳になったとき、81.9%は就学、就業しているというデータが示されています。社会情勢も刻々と変化しているので数字も変化していると思いますが、しっかりと本人が自立したこと、そして、多様な選択肢があったことも一つであります。

内閣府の調査では、ひきこもりの約20%の人が不登校がきっかけと回答しています。つまり、不登校の子供が学校復帰できないまま長期化してしまい、そのままひきこもりになってしまうケースが多いということです。令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法が執行されることを見越し、進路や社会への適応に課題がある児童・生徒に対しての支援はどのように行っていくのかお願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 人が社会で充実した人生を歩んでいくために、自分と関わる人たちとの関係性を保ちながら、自らの意思と判断で主体的に社会に関わっていくことができることが大切です。したがって、児童・生徒たちには日常の学校生活のあらゆる教育活動を通して、将来の社会的自立に向けて自己肯定感を高めること、コミュニケーション力を身につけること、必要に応じて上手に困り感を伝えられるようになることなど、日々支援し続けていくことだと考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

不登校の要因は学校、家庭環境や児童・生徒本人の課題などが複雑に絡み合っている場合が多いため、一人一人ケースごとに対応策や支援策が異なっていること、そして、結果を見てみないと分からないということがよく分かりました。不登校経験者が不登校について振り返り、その経験を糧にしながら前向きに人生を歩んでいることが伺える半面、学ぶという面の遅れがその後の人生の選択でネックになっているという意見が目立ちます。

不登校となっても学びを継続し、社会で活躍できるよう行政だけでなく、学校、地域社会、家庭、フリースクール、関係機関などが相互に連携しながら誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現をお願いいたします。

続いて、誰一人取り残されないデジタル技術の活用についてに移ります。

地方自治体でも独自のDX化による地方創生が取り組まれています。総務省はデジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化という自治体DXのビジョンを示しています。

DXについては何度か質問してまいりましたが、デジタル技術を自治体運営に取り入れることで、業務の効率化や標準化、財政負担の軽減につながる取組を現在進めています。本来のDXの意味、スウェーデンのストルターマン教授は「ITの浸透が日々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること」と定義しています。自治体DXに当てはめると、住民の生活をあらゆる面で改善することを目標とし、その手段としてデジタル技術を活用する取組です。教育、医療、エネルギー、交通、商業、行政など自治体のあらゆる都市機能をDX化する計画のことをスマートシティ構想と言います。スマートシティについては後ほど触れていきます。

本市は現在、待ったなし！ムダ削減のためのDX推進プロジェクトを推し進めてみえます。内なるDXは着実に進められることと思いますが、では、本来のデジタル化、住民生活に関わる都市機能をDX化することについてはどうでしょうか。様々な見地から確認し、本市の考え方やビジョンをお聞きしてまいります。

デジタル技術については、ネットワーク技術、センシング技術、AI技術を中心に数多くの技術分野が存在します。デジタル技術を活用していくためにはどういった業務にどういったデジタル技術が適しているのか。一見デジタルの活用の余地がないような業務でも、実は技術を組み合わせる、または、今後のデジタル技術が発展、進歩することで活用が可能になるのではないかとということがあります。そうした考えを踏まえ、まず、これまで本市でデジタル技術を活用した実証実験などに応募、誘致した実績、実際に取り組んだことがあるのかをお聞きいたします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） これまでに高浜市でデジタル技術を活用した実証実験に応募、誘致した実績や実際に取り組んだことについて幾つか御紹介をさせていただきます。

まず、ネットワーク技術を活用した取組についてでございますが、平成30年度に行いましたGPS内蔵の小型IoT端末によるIoT児童見守りサービス実証実験がございます。

次に、AI技術を活用した取組につきましては、平成29年度に株式会社三菱総合研究所が主催し、35の自治体が連携した住民対話型のAIによる問合せ対応サービス、AIスタッフ総合案内サービスの実証事業を行っております。また、令和元年度には人工知能を活用した介護ケアプランの作成についての実証事業、令和2年度には名古屋大学と連携し、スマートスピーカーを活用した認知症対策事業の実証事業や、人工知能を活用した政策提言シミュレーションを京都大学や民間事業者と連携して実施をいたしました。

次に、センシング技術を活用した取組では、令和元年度に行いました冷蔵庫のドアにIoT機器のモーションセンサーを設置し、開閉を検知する高齢者見守り実証実験がございます。また、令和2年度からは見通しの悪い交差点において人や車など移動する物体を検知し、接近を知らせる交差点安全支援システムの実証事業も行っております。

それ以外にも、デジタル技術を活用した取組というところでは、令和元年度には都市開発シミュレーションゲームを活用したまちづくりの体験を実施したり、令和3年度には3D画像技術を活用した公共施設の案内などの実証事業も行っております。

ほかにもるる実施をしておりますが、以上が主な取組の状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

見守り、子育て、介護、交通、案内、プラン策定などの多岐にわたって実証実験が行われております。

デジタル技術を活用することで持続可能なインフラを構築し、都市が抱える様々な課題の解決につながっていかねばなりません。むろん実証実験を行うことにより実現に近づけていかねばなりません。今あった御答弁の取組の中で、現在進行形の取組がありますでしょうか。あれば、その内容を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 現在進行形の取組というところですが、先ほどの中にもありますが、愛知工科大学及び民間事業者と協力し、見通しの悪い交差点においてマイクロ波センサーを用いて人や車など移動する物体を検知し、接近を知らせるといった交差点安全支援システムの実証事業につきましては、現在も継続して実施をしております。また、本実証事業につきましては、高度道路交通システムの具体化、実用化について調査研究をしている愛知県ITS推進協議会の研究テーマとして、この実証事業の中心となっている大学の先生が申請をしたところ、令和5年

度から令和7年度までの3か年の研究テーマとして採用され、毎年度助成金をいただきながら実証事業を行うこととなりまして、高浜市も実証事業のフィールドとして協力をしていくこととなっております。今後は、交差点だけではなく信号機のない横断歩道なども視野に実証事業に協力をしてまいるというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

令和2年、3年度に続いての実証実験だと思います。システムを設置したことにより、自動車対自動車、自動車対歩行者の相手側の一時停止率が向上したなどの効果があったようですね。

地域課題の解決を探る取組の一つとして産官学連携による実証実験を行う自治体が近年急増しています。実証実験は行政側に地域の課題解決、民間技術の導入、新しいことに取り組みやすいといったメリットがあります。自治体単独で行うことが難しく、官民連携が必要不可欠であります。

本市においても官民連携で取り組まれているものとして、地域の活性化や市民サービスの向上に向け、企業などの団体と包括連携協定を締結しています。その一つとしてソフトバンク株式会社とは本市は地域創生の推進に関する包括連携協定を締結していますが、その内容について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 本市とソフトバンク株式会社につきましては、平成29年11月22日に地方創生の推進に向けた相互協力及び連携に関する協定を締結しております。

協定を締結した目的としましては、ICT、IOTなどによる第4次産業革命など急速に進む社会のICT化や人口減少による労働力不足といった課題にいち早く対応すべく、今後本格的にICTを活用した取組事業を推進していくため、ICTロボット業界を代表するソフトバンク株式会社と幅広い政策分野で相互連携し、雇用の創出や働き方の改革、人材の育成を共に目指すことで合意に至り、包括連携協定を締結することとなりました。

連携項目としましては5項目ありまして、1つ目としましては、ICTロボット等を利活用した市民サービスの向上に関する事、2つ目としましては、安全・安心なまちづくりに関する事、3つ目としましては、教育に関する事、4つ目は、シティプロモーションに関する事、5つ目としましては、それ以外両者の知見を生かした地域活性に関する事となっております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

この協定の目的には、双方の資源を有効に活用した協働により地方創生を実現し、持続可能な地域の発展に貢献、連携事項には先ほどのICTロボット等を利活用した市民サービスの向上に関する事とあります。ソフトバンクとの協定の活用状況、または、これまでの取組状況について

て教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 包括連携協定の活用状況や、これまでの取組状況についてお答えします。

4年前には提携業務のRPA化や問合せ対応業務のチャットボット化の導入に向けて調査を実施しました。最近では、本年2月にソフトバンク株式会社の方を講師にお招きし、市職員20名程度を対象にDX勉強会を開催しました。勉強会では住民の方に向けたサービス向上と、職員の生産性の向上を目的とし、ソフトバンクのDXの取組と事例、自治体DXに向けたBPR推進、そして、自治体で活用が進むローコード・ノーコードツールについてお話ししていただきました。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

内容としては、業務改善や職員のDXリテラシー、ITリテラシーの向上に関する取組が中心に行われていることがよく分かりました。

ソフトバンク株式会社ですが、実在社会基盤を構築して日本のDXの推進を掲げています。様々なデータの活用が必要不可欠となり、資源として重要視され、価値のあるデータ活用こそ人々の生活を豊かにする次世代社会基盤の構築を実現できると考えています。ソフトバンクが持つ通信アセットが人と人や物をつなげていくために不可欠なものとして価値を持ち、この強みを最大限に活用し、DXによる社会変革を推進していくものとしています。

デジタル技術の活用は民間の技術なしでは実現できず、官民連携が必要であります。ソフトバンク株式会社との連携は、デジタル技術の活用においてはうってつけと考えますが、ソフトバンク株式会社からの提案や協議等が行われましたでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 随時ソフトバンク株式会社とは打合せをさせていただいております。今年度に入ってから、先ほどの勉強会で御紹介していただきましたローコード・ノーコードツールに関しての御提案をいただき、協議を進めました。

今後も情報交換をしながら提案をしていただき、協議を進め、官民連携を図ることができる事業を模索してまいりたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

これだけの協定相手、そして、協定の内容から考えて新技術や官民各種のデータを活用した市民一人一人に寄り添ったサービスの提供や、各種分野におけるマネジメントの高度化等により、都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、また、新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市の実現、いわゆるスマートシティに関し提案がなかったのでしょうか。

本市と定住自立圏を形成する刈谷市においては、スマートシティ構想を策定し、実証実験が盛んに行なわれています。定住自立圏の主な取組に関する分野、地域医療連携ネットワーク、コミュニティバス情報、観光など多岐にわたっています。スマートシティについて本市の考え方やスタンスについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今定住自立圏の関係の話でございますが、定住自立圏協議会の会議の中では、構成市町より刈谷市が実施しているスマートシティに関する取組を定住自立圏で実施するのはどうかといった意見も実際に出ております。それに対しまして、現状は実証実験の実施や、庁内各課などの抱える課題の整理を行っている段階であって、定住自立圏において実装できるようになるまでにはまだまだ時間がかかるというような回答が、中心市の刈谷市の担当課からございました。また、今後実施する実証実験の中で場合によってはフィールド提供という形であれば、定住自立圏で取り組めるものはあるかもしれない、そういったお話もいただいております。

今後チャンスがあり、本市のニーズ及び予算と合致すれば、一緒に取り組んでいけるとよいと考えてございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

特に刈谷市がスマートシティモデル事業として取り組んでいるスマートウェルネスプロジェクトのスマートデバイスによる遠隔診療の実証実験は高浜豊田病院も関連していますが、本市はどのように関わっていたでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 刈谷市は昨年度地域医療福祉体制の充実を図る目的で、刈谷スマートウェルネスプロジェクトを実施いたしました。その取組の大きな柱の一つがスマートデバイスによる遠隔診療で、医療法人豊田会、刈谷豊田総合病院と組んで実証を行っております。その内容といたしましては、在宅患者のベッドや布団に睡眠センサーを設置し、呼吸数、心拍数、睡眠覚醒などのデータを看護師や医師及び患者の家族が確認することで、遠隔での見守りが可能となっております。

もう一つは、タブレットやデジタル聴診器を活用したオンライン診療の実施で、往診による時間的な制約がなくなるなど、有効性が高いとの成果があったそうです。

今回の事業実施を基に、医療や介護を必要としている皆さんが安心して適切なサービスが受けられるよう、今後は高浜豊田病院もフィールドに加えて、検証を行うとお聞きをいたしておりますので、本市といたしましても定住自立圏の一員といたしまして参加、協力してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

地域医療連携ネットワークの推進は衣浦定住自立圏の中でも一丁目一番地の取組です。乗り遅れることのないよう情報共有を図り、積極的に参加いただきますようお願いいたします。

定住自立圏の取組の一つであるバスの利便性の向上についてであります。6月議会の一般質問で本市のいきいき号のデマンド化について質問いたしました。

スマートシティを目指していく中で、都市の課題に対して個別に対処するのではなく、分野間が連動し、全体最適を可能にする複数分野横断型の推進が重要であると考えます。本市が検討しているいきいき号のデマンド化はその推進モデルになり得ると思います。スマートシティにおける取組では利便性の向上のみならず安全・安心、乗客の属性、新たな移動空間の提案、渋滞対策、フレイル予防などのその先を行くと考えますが、どこまで見据えて計画をしてみえるでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 本市の地域コミュニティ交通の目指す姿として、デジタル技術を活用し、まちづくりの基盤として誰一人取り残さない地域公共交通を目指しております。買物支援、経済活性化、交通事故減少、外出促進など、諸施策との連携によりもっと自分らしく安心して生活できる住みやすいまちの実現ということを現在目指しているところでございます。そのための運行方法として、デジタル技術、AIを活用したデマンド交通を検討しており、導入されますと乗り換え時間の短縮、乗車時間の短縮、市内全域への停留所の設置など利便性が向上します。加えて、利用者の属性、乗車時間、乗降停留所等のデジタル情報を活用することにより、交通面での安全・安心、外出促進や介護予防事業等によるフレイル予防をはじめ、各種事業をより効果的、よりきめ細かく実施できる可能性が高まります。このような多面的な効果も見据えて、市民の皆様が安心して生活できるより住みやすいまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

多くの都市課題を解決するための分野横断型の推進を考えてみえることに安心をいたしました。

スマートシティというワード自体は出てきてはいないものの、いきいき号の改変では、改変のこの取組こそまさにスマートシティの推進です。

教育、医療、エネルギー、交通、商業、行政などの自治体のあらゆる都市をDX化するスマートシティであります。本市が進めるDX推進は、待ったなし！ムダ削減のためのDX推進プロジェクトを掲げています。自治体運営の効率化以外の取組は現在実施検討されているでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 御質問にありましたとおり、今年度から、待ったなし！ムダ削減のためのDX推進プロジェクトを設置しております。このプロジェクトでは、市民にとって不便

なことや、職員にとって無駄な事務を課題として取り上げ、デジタル技術の活用を検討し、実践していくことを目標としております。

今年度は行かない、書かない、待たないデジタル窓口をはじめ、市民が行う各種手続に関するDXを中心に着手することとしております。まだ、プロジェクトの成果は出ておりませんが、次なる展開としては、多くの分野にまたがるスマートシティの取組に発展していければと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

6月の議会の一般質問でDXの推進するに当たり、ロードマップもしくは推進計画を策定し、進めていく中で、国の次期自治体DX推進計画の策定状況を注視しながらDX推進計画の策定に着手していき、デジタル技術を活用して市民の利便性向上を目指すかと答弁してみえますが、市民の利便性の向上についてどのような内容を考えてみえるでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 6月議会でもロードマップの件、DX推進計画の件について御質問いただきました。

本市のDX推進計画の策定について、令和6年度に着手する予定となっております。よって、市のDX推進計画、今後の具体的な内容は今後検討していくこととなります。現在は国の自治体DX推進計画の内容に基づき、本市に必要な取組を順次着手していきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

では、最後に新しい概念であるスマートシティの定義は様々な機関で定義されており、まだ、定まり切っていないものの、各種データやICT技術を用いた持続可能なこれからの都市の在り方という意味を共通して含んでいる取組といえます。

スマートシティのメリットは、都市や現代社会が抱える問題解決や、社会全体の効率化を図ることが期待されていますが、本市は現時点でどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） スマートシティについての本市の現時点での考え方という御質問でございます。

スマートシティは市民一人一人に寄り添ったサービスの提供を通じて、ウェルビーイングの向上を図ることが目的と考えております。スマートシティによって分野横断的に様々なデータを取得、利活用し、総合的なサービスの向上と多分野にまたがり官民で関わることで新たな枠組みによる課題解決が期待されております。スマートシティの取組は市民の生活を便利に、そして、豊かなものにするものであると考えるため、今後具体的な事業の取組について研究していきたいと

いうふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

スマートシティの推進には、民間企業などとの連携と複数分野横断型の推進が必要不可欠です。I O T推進について令和3年9月議会で一般質問させていただきましたが、地域住民が開発し、地域が設置した道路冠水通知システムは昨年7月の2度の道路冠水で地域と連携することにより成果を上げました。また、G I G Aスクールにおいては県内先駆けて導入した小・中学生のタブレット端末を活用し、登下校見守りを提案いたしました。持ち帰りの課題を解決すれば可能と聞きます。複数分野横断型の推進、目指していただきたいと思えます。

地方自治体がスマートシティのビジョンを描く段階から民間がパートナーとなり、自前のリソースを生かして基盤整備に関与することで効率的に事業を横展開することが可能となります。これが官民連携の本質として最も重要なアクションとなります。住民生活をあらゆる面で改善することを目標とし、その手段としてデジタル技術を活用する取組が自治体D X、換言すればスマートシティです。本市第7次総合計画は誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、その理念を大切にし、総合計画の目標の達成がS D G sの達成に寄与する計画としていることから、スマートシティの理念とも一致します。

最後に、今回2件の一般質問に盛り込んだ誰一人取り残さない行政サービスの実現と、ドラスティックな推進をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は13時。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に5番、野々山 啓議員。一つ、豪雨による道路浸水の対応について。以上1問についての質問を許します。

5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い豪雨による道路浸水の対応について、一問一答方式で質問させていただきます。

今から23年前の2000年4月に地域で信頼される人材に成長しようとの思いで、私は高浜市消防団へ入団をさせていただき、本年で24年目を迎えました。その間多くの自然災害を経験しましたが、中でも2000年9月11日から12日に発生した豪雨災害におきましては、高浜市においても甚大な浸水災害が発生いたしました。以降高浜市におきましては稗田川の改修工事や排水ポンプ場の設置など、多くの対策がなされてきました。しかしながら、近年多発するゲリラ豪雨は短時間で

災害級の大雨を降らし、昨年発生した豪雨におきましては想定を超える大雨となり、市内においても浸水被害が多発し、河川改修工事等の想定を上回っての降水となりました。まず、お聞きしますが、昨年の大雨で浸水被害の発生した道路は何か所あったでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

昨年7月に発生いたしました豪雨の状況でお答えします。

7月は12日の夕方に発生したものと、27日の深夜に発生した2件がございます。

12日の豪雨では1時間当たりの最大降雨量が64ミリメートル、道路冠水が24か所発生しております。また、27日の落雷を伴う豪雨では、1時間当たりの最大降雨量が12日の雨量を上回り、80.5ミリメートルと非常に激しい豪雨でありました。道路冠水は9か所発生いたしました。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

国土交通省から出されている防災情報の中に浸水深、これは漢字で書きますと浸水の深さと書きますが、浸水した際にこの地面から水面の高さのことを意味しています。歩行では浸水深が50センチ、大人の膝の高さ程度で、氾濫流速が1分間で70センチ程度でも避難することは困難とされております。車での走行は10センチ以下では特に問題ないとされ、10センチから30センチになるとブレーキ性能が低下し、安全な場所へ車を移動させる必要があるとされています。また、30センチから50センチの浸水になるとエンジンが停止し、車からの退出を凶らなければならない状況となり、さらに50センチ以上になると車が浮き、パワーウインドウ付きの車では車内に閉じ込められ、車と共に流され、非常に危険な状態になるということです。

ちなみにですが、50センチの浸水で大人でも避難が困難になった事例として、東海豪雨の事例が国土交通省のホームページ内で紹介されており、東海豪雨水害時にはゴムボートなどで救助され、避難したときの浸水深は膝の高さ程度であったというふうに紹介をされております。

このことを踏まえて改めてお聞きしますが、昨年の大雨で浸水被害の発生した道路の箇所での浸水深は把握されているのでしょうか。また、近年の大災害であった東海豪雨の状況は把握されているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

昨年7月の道路冠水した箇所と東海豪雨の浸水深は把握してございませんが、平成12年9月11日から12日にかけての集中豪雨であった東海豪雨については降雨量1時間に最大102.5ミリメートルという記録的な豪雨であったこと、そのときに発生しました被害では床上浸水が67件、床下浸水が58件となっており、全戸配布してございます洪水ハザードマップ、高浜川、稗田川、前川

において浸水実績箇所を表示し、市民に周知してございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

それでは、浸水箇所の住民への周知の考え方と把握された事象、浸水箇所についてどのような周知ができているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

浸水箇所の住民への周知の考え方といたしましては、災害の種類に応じ最悪の状況を想定したものをハザードマップとして周知してございます。

具体的には洪水ハザードマップ高浜川、稗田川、前川では令和2年4月に愛知県が公表した高浜川水系及び前川水系について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水を想定し、洪水ハザードマップ矢作川では平成28年度5月に国土交通省中部整備局豊橋河川事務所が公表した矢作川水系について、最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示し、高潮ハザードマップでは中心気圧を既往最大規模の室戸台風級とし、上陸時の気圧を保持したまま伊勢湾台風級の移動速度で県内沿岸部に対し最も高潮の影響を与える最悪のコースを通過する場合を想定しています。これらのハザードマップは全戸配布して周知を図っています。令和3年5月に高浜市在住の方にはポスティングにて配布、その後、高浜市に転入された方に対しては転入手続で市役所にお越しいただいた際に、窓口での御案内と一緒にお渡ししております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

ハザードマップが全戸配布されているとのことでしたが、そのほかに公共施設等へハザードマップは目につく場所に掲示されているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

まちづくり協議会の事務所など一部掲示している例はございますが、市としましてはホームページなどへの掲載、地域団体の防災勉強会や小学校6年生の総合的な学習の出前講座などで、日頃から災害時における行動や決まり事、必要なものを準備しておくためのマイタイムライン、避難行動計画の作成と防災物資の準備、点検なども併せ、幅広く市民に周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

道路浸水以外も含め、災害情報のデジタル化についてどのようなものがありますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

デジタル化された災害情報としては、ハザードマップのデジタル版、高浜市防災メール、ケーブルテレビキャッチネットワークが提供する災害情報サイト、民間等が提供する防災アプリ、防災速報、NHKニュース防災、日本気象協会、ウェザーニュース、中部電力停電情報お知らせサービスなどがございます。これらの情報に速やかにアクセスできるよう、高浜市防災マップの封筒にQRコードを掲載し、周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

道路浸水について、特に車を運転されている方への周知はどのようなものが考えられているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

市といたしまして、ドライバー向けの情報提供は行ってございませんが、次のような民間サービスがあることは承知してございます。一般財団法人道路交通情報通信システムセンター、いわゆるビックスセンターがカーナビと連動させ1時間当たり50ミリメートル以上の大雨が発生しているエリア、250メートル四方メッシュ単位となりますが、をカーナビの地図上に表示するサービスや、カーナビアプリにおいて冠水注意地点を表示するサービスなどがございます。道路が冠水することが予測される際は、極力運転は控えていただきたいと考えてございますが、このようなシステムが活用できるかについては引き続き検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

浸水した道路を歩行者や自転車、車などふだんから利用されている方への対応はどのようなものが考えられているのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） お答えいたします。

高取まちづくり協議会と論地町町内会が冠水状況を確認できる簡易なシステムを自作され、試験的に歩道内に設置してございます。このシステムは冠水状況をフロート式センサーにより感知し、電話及びメール登録した住民に情報提供しているところでございます。このような先進的な

取組はあるものの、市としましては常日頃からハザードマップなどを御確認いただき、道路が冠水する状況下では大雨警報等が発令されていることが多いため、極力外出は控え、危険な場所には近づかないことをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） 高浜市として様々な取組をされていることを教えていただきまして、大変にありがとうございます。

私からの提案としまして、御答弁は結構ではありますが、道路の浸水深が一目で分かる方法として、電車の線路や立体道路をくぐるためのアンダーパスに表示されている目の前の道路の浸水度が見て分かる整備を進めてみてはいかがでしょうか。全国的にアンダーパスへの浸水度の表示を行い、浸水した道路への注意を促し、水没等の被害、危険から身を守るための方策を取られている自治体は全国でも見られますが、一般道路への浸水度合いを表示する対応を見たことはありません。また、浸水地帯の危険性と考えるならば、危険度はあまり変わらないのではないかと考えられます。

常日頃からゲリラ豪雨が発生した際にこの地域、道路ではどれほどの浸水被害が発生することが分かれば、平時から非常時に対して浸水の危険性を知ることができ、防災意識も向上できるとともに非常時の迂回路にはどの道路を利用するのが安全かを考えられるよいきっかけになるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、提案をさせていただき、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は13時20分。

午後1時13分休憩

午後1時20分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、黒川美克議員。一つ、高浜市公共施設あり方計画について。一つ、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館と学校図書館の連携について。一つ、公園整備と維持管理について。以上3問についての質問を許します。

14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

最初に、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館について質問をいたします。

令和5年7月22日にリニューアルオープンして1か月余が過ぎましたが、美術館・図書館の配架図書冊数と貸出し状況についてお伺いいたします。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館の配架冊数と貸出しの状況についてという御質問でございますが、配架冊数ですが、7月31日時点ということでお答えさせていただきますが、本館、としよぴあ、吉浜公民館図書室、高取ふれあいプラザ図書室、これらを合わせまして、配架としましては4万5,921冊というような状況でございます。

それから、オープンして1か月余りの利用状況ということで、7月22日から8月23日までの本館、それからサービスポイント、いきいき広場、吉浜、高取、これらを合わせた1か月の利用状況ということでお答えさせていただきたいと思いますが、入館者数が1万969人、貸出しの利用者数が2,409人、貸出し冊数が1万253冊、貸出し券の新規作成者数が123名というような状況でございます。まだオープンして1か月というところでございますのでなかなか成果というところが申し上げにくいところでございますが、昨年と同じ時期と比較しますと入館者数が約2倍、それから貸出し券の新規作成者が約2.5倍となっておりますので、これまで本を借りることを主な目的とされる方が多かったのに対して、機能移転後は施設の利用のついでに立ち寄るですとか、図書館の利用に縁が少なかった方たちに本に触れていただいているのではないかというような姿がうかがえます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、よく内容がしっかり分かりませんでしたけれども、実際、当初市のほうが計画していた数字がありますよね。大体、今の2.何倍だとか言って数字が増えているんですか。それちょっともう一回確認させてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、御質問の中で、もともと計画していた数値という御質問でございましたが、計画していた数値ということではなくて、例えば配架の冊数であれば、目安としてこれぐらいではないかというようなことはお話をしていたかと思いますが、あくまでもそれは目安ということで今まで周知をしてきたというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それで、今までで1か月過ぎておるわけですがけれども、その1か月を通して市のほうの評価としてはどういう評価をしてみえるか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほども少しお答えいたしましたけれども、貸出し券だとか新しく作られた方が大変多いといったようなところからすると、新たに今まで図書館とかに縁がなかったような方たちが図書に触れる機会が増えているのではないかといったようなところを感じております。

それからあと、利用者の皆様からの声としまして、例えば本館でありましたらロケーションが

よく居心地がいいですとか、としょびあにつきましたは駅前に図書コーナーができてありがたい、あと3階のこどもと暮らしの本コーナーですと、例えばカーペット敷なので小さい子供連れでも安心してくつろげる、スツールもあるのでゆっくり落ち着いて本を楽しめる、本棚が子供の目線にあるのがよいといったような御意見、それからとしょびあの2階のラウンジでいきますと、テーマ型の配架ということで図書の分類番号ではなくて、例えば日本の旅するだとかビジネススキル、人間関係、健康法と、テーマごとに配架になっていることで、今まで目にすることがなかった本に出合えて非常に興味深いといったようなお声を頂戴しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、いいことばかり言っていたいただきましたけれども、実際にそういう声だけじゃなくて批判もあると思うんですよ。そういったところは何か聞いておみえになりますか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） どう捉えるかというところではありますけれども、例えば今までたくさん本を借りられていたような方からすると出ている本が少なくなったというような御意見を頂くことはございますが、私どもの目指している新しい図書館像というのは、先ほども申し上げたように、手に取っていただく機会を増やしていく、そういうことに主眼を置いておりますので、ただ、まだ1か月ということでございますので、様々な声に耳を傾けながら運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 続きまして、いきいき広場図書館の一般図書コーナー、それから学習コーナー、それからこどもと暮らしの本コーナー、それぞれの配架図書数とそれぞれの利用・貸出し状況をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほどとしょびあ全体の配架冊数を申し上げましたが、コーナーごとの配架冊数ということで、ちょっと細かい数字のほうは内訳持ち合わせておりませんけれども、としょびあ全体として先ほどお答えしたのが1万3,688冊ということでしたが、おおよそ2階のラウンジのところでは約3,200冊程度、それから学習コーナーで大体350冊程度、それから3階のこどもと暮らしの本コーナーが1万冊強といったような状況でございます。

ただ、この配架というのが常に動いてまいりますので、7月末時点ということで御理解いただければと思います。

もう一つ、貸出し状況と利用状況についてというところでございますが、まず入館者数につきましては、としょびあが2階のスペースが2,682人、それから3階のこどもと暮らしの本コーナーが2,813名、貸出し人数についてはコーナーごとの内訳のほうはありませんでして、948人、それから貸出し冊数については、これも2階、3階内訳ございませんが3,872冊、それからとしょ

ぴあにおける新規登録者が73名という状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 一応、今までまだ1か月かそこらの話ですけれども、利用者の声としてはどのようなものが多かったか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほどもお答えしましたけれども、本館については居心地がいい、ロケーションもよくて美術の空間の中でゆったりとした時間を過ごすことができるといったようなこと、それからとしょぴあについて、やはり子どもと暮らしの本コーナーというところが非常に大きな要素を持っているというところで、例えば健診のついでに立ち寄るだとか、やっぱり落ち着いて、小さいお子さん連れでも安心して楽しめるといったような御意見を大変多く頂いております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） リニューアルした図書館はリファレンスにも力を入れているという説明がありました、今までに何件ぐらい、どのような相談があったのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） こちらも7月22日から8月23日までの約1か月の中でということでお答えしますと、本館、としょぴあ合わせて12件というような状況で、昨年と同じ時期と比べると少し増えているかなというような状況でございます。

主な相談の内容としましては、郷土にまつわる質問、それから夏休みということもありまして、お子さんの宿題のテーマに関する相談といったようなことが割と多かったというふうに聞いております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、夏休みだったということでそういった問合せが多かったという話なんですけれども、以前は図書館のほうで夏休みの宿題だとかそういったものに合わせて、いわゆる図書課題のそういったコンテスト、言わば読書感想文や何かのことや何かがあって、以前は文部科学大臣表彰や何かも受賞した児童やなんかもおったわけなんですけれども、今回はどうだったんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 夏休みにおけるお子さんの学習のサポートという点でいきますと、例えば調べ学習コンクールといったようなものがございますので、そういったところに参加される方の、例えばサポートであったりだとか、あとは「なに？なに？発見隊バッグ」と言いまして、テーマごとに本を詰め合わせにしまして、それを持ち帰って自由研究だったりいろんな調べ事に充てていただくと、そういったような仕掛けのほうを行っているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 利用者の方より最近私のところにメールがあり、前は、主要成果説明書は貸出し禁止でしたが蔵書検索にありましたが、今は出てこないがどうしてだというメールがありました。どこにあるのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市の主要施策成果説明書はどこにあるのかというところですが、令和元年度から3年度までの分につきまして、本館の郷土に関する図書のコーナーのところに置いてございます。貸出しはできませんが、閲覧をしていただくことができるということです。

検索で出てこなかったというところですが、例えば「主要施策成果説明書」と入れれば出てまいりますということと、例えばキーワードで入力するだけでもこれは検索に出てきて、「主要施策」と入れてみるとか、「主要 成果」というような形でも検索で出てまいりますので、一度また試していただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 分かりました。一度、私のほうからもそういったことは説明をさせていただきます。

以前の説明では、かわら美術館の中ではいろんな場所で本を読むことができるようにするということでした。いろんな場所とは具体的にどのような場所か、その場所に利用者が本を読んでよい場所なのか分かるような表示がされているのか、いつぐらいを予定しているのか。

私が図書館や何か行ってみた段階では、図書室の中で読んでいる人はいました。先ほどロケーションがいいだとか、そういった話はありませんけれども、図書室の中に読書スペースがあって、そのところで本を読んでいて、僕が聞いたときには「ここはロケーションがいいでなかなかいいね」と、そういった話は僕も聞いております。けれども、実際に最初のときの市が言っていた中では、かわら美術館の中でどこでも本が読めるようにすると、そんなようなお話だったと思うんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 例えば、現在ですと企画展、「KAGAYA 星空の世界展」というのを行っておりますけれども、ちょうど、ライブラリーほんの森の前、それから展示室の前の共通であります、2階のロビーのところに星とか宇宙にちなんだ本を置きまして、手に取っていただけるような形になっております。ですので、例えば2階のロビーのところで読んでいただくというようなことができます。

それから、あと1階ロビー、ミュージアムショップの前でございますけれども、新聞の閲覧の配架がございまして、そこでも自由に読めるということで、例えばレストランから飲み物をテイ

クアウトして飲みながら読むといったようなこともできるというところでございます。

オープン前でございますけれども、例えば試行的に森前公園のところに持ち出して青空図書館というような形で読んでいただくというようなことも行いましたけれども、本館の、例えば行事の企画等に合わせながら、運営の状況を見ながら、場所場所を選んでそうやって読んでいただける空間というところを設けてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ぜひ、そういったところをもっとしっかりPRをしていただいて、皆さんが喜んでいただけるようなそういう図書館にしていきたいと思っておりますけれども、今の段階ではまだそこまでいっていないというように思っていますので、まだリニューアルオープンして1か月かそこらですので難しいと思っておりますけれども、ぜひ今後あそこのところでいろんな人が楽しんでいただけるような、そういった図書館にしていきたいと思っております。

それから、高浜市やきもの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例について質問をさせていただきます。

条例第2条で、本館を博物館法第2条第2項に規定する公立博物館及び図書館法第2条第2項に規定する公立図書館とするとありますが、令和5年6月定例会の私の一般質問の答弁で、サービスポイントは図書館法で言うと何に該当するかという質問に、「あえて申し上げるとするならば第29条のところで図書館同種施設という規定がございます」との答弁がありましたが、図書館法で定める市が設置する公立図書館というのは、図書館法第2条そのものが公立図書館のことを言っているのであって、第29条は図書館法で言う図書館ではないと、そういう文科省のほうの説明でした。

この辺は、なぜわざわざ同じ図書館でありながら、条例の中に、いわゆる図書館法に基づく図書館とそれから第29条による図書館と、なぜ性格の違う図書館にしたのか、その辺のところの答えをお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず本館につきましては、今御質問の中でもありましたように、図書館法に定める公立図書館ということで、いわゆる図書館機能の中核部分に当たるというところでございます。

サービスポイントの位置づけでございますけれども、これは以前も議会の答弁なんかで申し上げたことがあったかと思っておりますけれども、もともと施設があって、その施設の中に図書のコナーがあると、施設が持っている機能と本来の機能と融合しながら、図書の事業の中でも本の貸出しだとか閲覧に供する、あるいは読書相談に応じる、そういったところに特化した取組を行っていく場がサービスポイントであると、そういう位置づけをしております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 私は、わざわざこういうふうに分けたのは、用途変更の関係が絡んでいるというふうに私は理解しております。それは実際に私が県のほうにいろいろと相談に行ったときでも、かわら美術館のほうは用途変更している、いきいき広場のほうは以前から私が用途変更が必要じゃないかと言っているんですけども、市のほうはいきいき広場のほうは用途変更する必要はないと。まさしく今言われた説明は、私が言っているのと全然、市のほうが言っていることを肯定する内容になっていますので、後ほどちょっとまた質問をさせていただきますけれども、そういったような私は疑念を持っています。

それからもう一点、旧図書館の本館は今後どのように維持管理していくのか、以前説明はありましたが、その説明と少し違っているような気がしますので、再度お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 旧図書館本館ということで、今は附属施設、収蔵庫と言っているところがございますけれども、現状としましては、指定管理者の維持管理の担当者が少なくとも週1回は附属施設のほうに出入りをしまして、建物の設備とかの確認ですとか点検などを行っております。

これも以前からの答弁の繰り返しになりますが、収蔵庫として使用していくということで、その収蔵庫としての使用に当たっての不備があるということであれば修繕等の対応を行っていくという考えでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 以前の説明では、郷土資料の整理は郷土資料館で行うと説明があったと思いますが、現在郷土資料の整理はかわら美術館の3階で行われていると聞いています。今後の郷土資料の保存はかわら美術館で行っていくのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 郷土資料というものをどのようなもので捉えられているかというところがございますが、今本館の3階で行っているという御質問でございますが、恐らくそれは高浜市誌編さんにまつわる資料整理の作業のことをおっしゃっているのではないかなと思いますが、資料の保存に当たっては、資料の性質によってどこで保存するのが適切かということを考えて、例えば温湿度管理が必要なものであれば本館の収蔵庫、特にそういった配慮がなくていいというようなものであれば附属施設、旧郷土資料館のほうに保管するというような使い分けをしておりますので、今後も同様な考え方ということでございます。

郷土資料館の閉館に伴って、また郷土資料館から本館の収蔵庫に移したと、そういった事例のほうはございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 以前、私言ったことがあるんですけども、郷土資料館の資料はいわゆる

市民から寄贈を受けた資料が多いわけですよ。それをそのところで飾ってもらえるのがありがたいということで、ぜひ展示や何かをしてほしいという、そういった意見があったということをお私、申し上げたと思うんですけども、実際に今の説明を聞いていますと、今後郷土資料館が閉館してしまうので、郷土資料館の資料は、以前はまたどこかで機会があれば展示するとか、そういうような話はあったと思いますけれども、実際にせっかくあそこにスペースはあるわけですので、ぜひそういったところも有効に活用していただくようなことは考えないのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 郷土資料の活用については現在企画中でして、秋ぐらいをめどに、本館のところでコーナー展示ということで、図書と絡めて皆さんに興味関心を高めていただける機会のほうを、現在企画中でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 次に、旧図書館本館の令和4年度と令和5年度の維持管理費をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 令和4年度と令和5年度の維持管理費ということで、令和4年度につきましては、指定管理者の年度報告書のほうから把握できる数字ということで、建物管理に関する業務、光熱水費、修繕料の合計ということで申し上げますと、686万6,188円ということでございます。それから、令和5年度につきましては、まだ今、年度途中でございますので、指定管理者から年度初めに提出されました事業計画書に記載の金額ということでお答えさせていただきたいと思いますが、維持管理費用、それから光熱水費を合わせまして385万9,000円となっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ちょっといろいろなものも入れられて話をされましたので、もっと絞って言っていただきたいと思いますが、令和4年度の光熱水費ですね、水道はそう変わっていないと、あれなのかもしれませんけれども、光熱水費は令和4年と5年と数字を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 令和4年度の電気代の実績が352万1,345円でございます。それから令和5年度のほうが、ちょっと今手元にぱっと出てこないの、すみません、ちょっとまた後ほど調べたいと思います。

すみません、令和5年度の附属施設の光熱水費ですが、先ほどお答えしましたように、247万9,000円でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 令和4年が352万1,345円で、令和5年が247万9,000円という、そういうお話だったんですけれども、これは、247万9,000円というのは予算ですか、確認させてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 令和5年度は、まだ、今、年度途中でございますので、先ほど申し上げたように年度初めに指定管理者から提出されました事業計画書に記載の金額ということで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） なぜ私がそんなことを聞いたかといいますと、旧図書館は、図書館の本館はもう今、週に何回かだとか何かしか人は行っていないわけですよ。そうすると、設備ですね、電気の。あそこはデマンド契約でキュービクルが入っていると思いますので、そうするとかなり電気の基本料金も高いはずなんです。そうすると、よその市の公共施設を縮充したときには、大山会館の例で言っていきますと、あそこは電気の基本料金だとかそれから水道のメーター器の口径だとかそういったものを下げて、設備を節約しておみえになります。ここの本館はそういったことはしているのか、していないのか、それをお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど年度初めの事業計画書に記載の金額ということでお答えしましたが、今年度につきましては、4月から7月というのは機能移転のためのいろんな作業で、附属施設に立ち入る機会も多かったというところもございます。運営状況を見ながら、実績等を見ながら、どのように対応していくのがいいのかということは、注視してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今説明がありましたように、今後の利用状況を見て考えていくということは、まだこれから考え方が変わってくる、そういった考え方でよろしいわけですか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、光熱水費の高騰とかいろんな事情がございますので、毎月の金額ですとか使用の量、そういったところを見ながら、どのような形がいいのかというところは検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 旧本館は雨漏りがしてございましたけれども、雨漏りの修理はされたのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今年度に入って、雨漏りの修理というのは特に行っておりません。特に新たな雨漏りというのは現在ございませんので、引き続き様子を見ながら対応してまい

りたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 令和5年2月20日に、県は、建築基準法第12条第5項の調査権に基づき、高浜市長に報告を求めています。報告を求める事項は、高浜市いきいき広場内に設ける図書・情報スペースの用途、面積及び用途変更に係る建築基準法上の手続の有無です。それに対し、文化スポーツグループは、用途変更はなし、その理由は、図書・情報スペースに設ける箇所は現在市役所分庁舎内に位置づけられており、建築基準法上の事務所の用途であるとなっています。このような報告をいきいき広場では求められていますが、これは虚偽報告をした場合、罰則がある旨の記載があります。県は違法性があると考えているのではないのでしょうか。市の報告すべき事項は事務所ではなく、事務所（分庁舎）、図書館（サービスポイント）、スポーツジム、託児所、保健センター、子育て支援、社会福祉協議会と回答すべきではなかったのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） いきいき広場は建築基準法上の事務所の用途に該当する施設ばかりであるため、今回の回答で問題はなかったと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 保健センターは、設置と管理に関する条例があります。図書・情報スペースも同様です。分庁舎の事務所とは別に扱うべきではないのでしょうか。また、社会福祉協議会は市役所分庁舎ではなく、市とは別団体です。スポーツジムはNPO団体が有料で運営して対価を得ている施設であり、また託児所は民間団体が運営しているので、これを事務所と言うのはおかしいと感じるのは私だけではないと思います。それぞれの管理者が別で避難規定や防火規定を定めて運用しなければ、災害時に多くの高齢者、妊婦さん、幼児が危険であると考えますが、どのように考えているのか。あくまでも1つの事務所であるから、託児所の避難設備、火災対策など特別に設置する必要はないと考えているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 先日もいきいき広場全体で避難訓練を行っておりますが、災害時において一体的に避難できるように避難設備を置き、防火管理者もいきいき広場として設置しておりますので、個別に設置する必要はないと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 市の開示請求を見ますと、2月20日以降は県から報告を求められたり回答したことはないようですが、その後は報告を求められたり指導をされたということはないということによろしいのでしょうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 建築基準法に関して、県から報告を求められたり再度指導をされた

りということはありません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今ちょっと答弁がありましたけれども、これは県から、地域福祉ですか、いきいきのほうへ照会があって、文化スポーツのほうに照会が行っていたということではないわけでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 文化スポーツグループのほうにも建築基準法第12条第5項による規定による報告についてということで報告を求められておりました、回答はしておりますけれども、その後、県のほうから何か連絡があったといったようなことは、こちらのほうにはございません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ちょっとそこが違うと思うんですね。実は、私が過日、8月24日に県のほうに行政文書の開示請求をしております。そのところで、県のほうから来た文書は、令和5年2月20日付、4建築指導第442号、建築基準法第12条第5項の規定による報告について、これについて令和5年3月6日起案決裁、それからもう一つ令和5年3月10日付、4建指第467号、建築基準法第12条第5項の規定による報告について、これの情報開示をいただいております。その辺のところを、私が以前市のほうに情報開示したときには、市のほうはこの2月20日付の情報公開しか出していただけませんでしたけれども、県のほうに情報開示をしたら3月10日付でもう一つ県のほうから報告を求められている。この報告を求められていることについて、どのような内容だったのか、お答えください。これ、文スポのほうで出ているんですよ。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） すみません、ちょっと今その3月10日付の通知というものが、ちょっとどのことかが把握できておりませんので、申し訳ございません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 私が頂いた文書の中で、市のほうから出ている回答文書ですね、それは県のほうから情報公開で頂いておりますけれども、それを市のほうが分からないというのは少しおかしいのかなと。

建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告について、これの4高ス第295号、令和5年3月6日、愛知県知事宛てに高浜市長から出ておりますけれども、これの報告を求める事項としては、高浜市いきいき広場内に設ける図書・情報スペースの用途、面積及び用途変更に係る建築基準法の手続の有無、こういった形のことで、それで市長からは「なし」ということで、理由は、図書・情報スペースを設ける箇所は現在市役所分庁舎内に位置づけられており、建築基準法の事務所用途である。新たに設置する図書・情報スペースは、条例上サービスポイントに規定し、市

役所分庁舎の一部であることから、建築基準法の事務所の用途に当たるため、建築基準法第6条第1項第1号に該当しない、こういった理由の上でやっているわけです。ですから、先ほど私が質問しましたように、これは今の条例上でこれを図書館法に規定するあれになると、そうすると用途変更しなければいけなくなってしまうんです。だから、今のところはあくまでも市のほうはサービスポイントということで、図書館法で言う図書館ではないと。

実はこれは、僕、文科省のほうにも確認しました。文科省に確認したら、いわゆる図書館法に基づく図書館というのは、図書館法第2条、それに基づくものが図書館であって、それ以外のは図書館ではない、そういった明確な答弁を文科省からいただいております。その辺のところからいっていきますと、やっぱりこの辺のところは、僕は作為的に、いわゆるわざわざ図書館とサービスポイントを分けている、それをやることによっていわゆる用途変更をしなくてもいい、そういったような理論づけがなされていますので、その辺のところについて、そういった意図はあったのかなかったのか、その辺のところは明確にお答えください。

○議長（杉浦康憲）　こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司）　条例改正に当たっては、先ほど整理したような形で条例をつくっているということでございますので、別にそのときにはその用途変更のことを意識してその条例をつくっているわけではございませんので、その意図はないということで御理解いただければよろしいかと思えます。

○議長（杉浦康憲）　14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克）　想定どおりの答弁でございます。

続きまして、6月の私の一般質問で、人にやさしいまちづくり条例に適合しているか答弁を求めたのですが、市は申請をしなくてよいとの答弁でありましたが、申請が適用除外であるということと、人にやさしいまちづくり条例に適合している施設かどうかは違います。県に確認しましたが、当然適合していなければならないということでした。

現在のいきいき広場は、エレベーター、手すり、床の段差、多目的トイレ、案内表示など人にやさしいまちづくり条例の規定に適合しているか、お答えください。

○議長（杉浦康憲）　地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂）　手すりやスロープ、段差の解消など、適合している箇所もございませぬが、エレベーター等建設当初からのものは一部適合していない場所もありますが、改修のときに適合させればよいというお話を伺っておりますので、今のところは特に適合させるために何か修繕を行うという予定はしてございません。

○議長（杉浦康憲）　14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克）　6月の倉田議員の質問で、かわら美術館・図書館は、バリアフリー法に適合していないが、県との手続を進めていく中で今工事を進めていく段階で供用開始していること

は特に支障がないとの答弁がありました。県や関係機関との協議内容を開示請求しましたが、用途変更については建築基準法に適合するための工事完了まで建物の使用ができるとの適用除外条項がある旨の協議がされているが、バリアフリー法についての適用除外は協議がされていません。6月の議会答弁で、愛知県の本庁と西三河建設事務所に確認をしておりますと、はっきり答弁をされております。いつ、県の誰と適用除外について協議をしたのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 私ども、いろんな相談とかをするときに複数回相談をしておりますので、ちょっといつというところまでは申し上げられませんが、何かどうしたらいいんだろうということが出たときには、逐次相談をしているというところでございます。そういうふうに、相談しながら今進めているというところで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 的を射ている答弁とは言えませんが、次に進みます。

建築基準法でも工事着手していなければならぬのにバリアフリー法にも適用除外があり、現在の美術館・図書館は、多目的トイレは設計段階で工事発注がまだされておられません。県設計事務所から適合であると言われたのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） これも少し繰り返しになる部分もございますけれども、今回、この用途変更ですとかバリアフリー法の適合といったことは、県に相談しながら進めてきているというところで、昨年に用途を変更する確認申請書を出し、確認済書が届いております。そして、現在はその内容に適合するように、今質問の中で触れられましたように、バリアフリー対応のいろんな工事を進めているというところでございます。

全ての工事が完了したら工事完了届を出すようにということのお話はいただいております。そういうふうに今対応しているということで、県のほうからそれ以上の指摘等はないということで御理解をいただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 美術館・図書館のエレベーターは、バリアフリー法の規定に合致しているということで改修しないと6月の一般質問で答弁されていましたが、エレベーターのかごの幅の基準は135センチ以上であります。寸法を測りましたら135センチで基準ぎりぎりでした。建設当時にはなかったエレベーターの操作盤とその上の手すりがありますが、この壁面からの基準は5センチ以内となっております。手すりの腕を測ったところ、大きく5センチを超えています。壁の左右に設置がありますので、かごの幅の基準が10センチほど足りないのでは適合していないと考えますが、エレベーターを改修しなければ適合しないと思いますが、県設計事務所はしなくてもよい、適合していると言ったのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、ちょっと細かい数字のところをおっしゃったんですけども、私どもとしては、いろいろ箇所箇所ごとにこういったところはこういうふうに、現状こうである、もし不適合なところがあればこういうふうに対応していくというところもお話ししながら今進めているというところでございまして、例えばエレベーターであれば表示のところをつけるといったようなところの対応はしておりますけれども、それ以外のところは特に指摘がないというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 再度、私は現場へ行って確認をしておりますけれども、実際に今言われたように、もしもそれが適合していないということになれば、それはきっちりやっていただく必要があると思いますので、再度きちっと調査をして適合するようにはしていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） どのような測り方をされたのかというところはございますけれども、私どもとしても確認をして、不明な点のほうは県のほうにも相談しながら、どのように対応していったらいいのかというところを相談しながら今進めているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ぜひ、その辺のところは確約してください。答弁をお願いします。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） そのことに限らず、私ども美術館・図書館用途変更していく中で、必要な事項をやらなくてはいけないことはやらないとという認識はございますので、そこに必要なことについてはしていくという形でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 次に、今かわら美術館・図書館のほうは公立図書館、いきいき広場のほうは第29条で言う図書館ということで、公立図書館ではないと、そういう説明がありました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりますと、第32条で、公立図書館、博物館は教育委員会が所管するとなっておりますが、かわら美術館・図書館の所管は教育委員会かどうかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 教育委員会の所管施設という位置づけでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） そうですね、条例を見てみますと、条例のところでちゃんと教育委員会の名前が書いてあって、それで指定管理者に指定管理をお願いすると、そういった条例になって

いますので、所管は教育委員会。

それで、次にまた質問させていただきますけれども、かわら美術館・図書館の設置条例は、今言ったみたいに、かわら美術館のほうは公立図書館、いきいき広場のほうは第29条の同種の施設ということで図書館ではないと。そうすると、実際にそこのいきいきのほうはどこが所管しているのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館は、本館を中枢機能としながら、先ほど申し上げたサービスポイントで、3か所で構成をするということで、全体として教育委員会の所管という位置づけでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） そうすると、サービスポイントも教育委員会が所管しているという、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） サービスポイントですけれども、繰り返しになりますが、もともとある施設の中に図書のコナーがあるということでございますので、その図書のコーナーの運営に関してを所掌するというふうで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ちょっとよく分かりませんが、その中で、実は県のほうから、私が情報公開をした文書の中で、サービスポイントを図書館ではないと、その中で建築基準法のほうで言っていくと、はっきりいわゆる図書館じゃない、けれども用途が図書館と同じような使い方をしているという、これはいわゆる建築基準法の規定に当てはまってくる。ただ、それが面積が200平米以上、それがないといういわゆる用途変更は必要ないと、そういったような規定になっているんですよね。

それで、今サービスポイントのほうは2階のロビーのところに受付があって、それから学習室があって、それから3階のところに子供向けの図書が置いてある。そうすると、その3か所を合わせると300何平米になって、いわゆる200平米を超えてしまうわけですがけれども、そんな中で県はどのような説明をしているかという、さすが県だと思いますけれども、県は3か所に分かっているけれども、それを一体的に利用しない、だからそれぞれを単独で計算していくという、それぞれが違う用途で利用しているから、それは用途変更の必要はないと、そういう答弁の仕方をしているんですけれども、市のほうはこれを、それぞれ別の機能として扱っているんですか、それをお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 黒川議員が県の方とどのようなお話をされたのかというところ

は承知はしておりませんが、私どもとしては、県に相談する中ではこのいきいき広場という事務所の機能の中に図書スペースを設けていくというような、こういう運営をしていくんだというようなところをお話ししながら、これまでも事務を進めてきたというところで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） まさに、今リーダー言われたように、県のほうは、市のほうからそういった説明を受けているのでそういうような回答で打合せをしたということで、文書のほうに書いてあるんですね。

私が頂いたやつでいきますと、経緯だとか報告概要だとか書いてありまして、その中で県のほうが言っているのは、報告書では、「図書・情報スペースは市役所庁舎の一部とされている。高浜市いきいき広場内に3か所に点在する形で図書・情報スペースは配置されている。2階に92平米・84平米の2か所、3階に178平米の1か所、それぞれは200平米以下であるが合計すると354平米、200平米を超える。市ホームページによると、それぞれ異なる対象・目的を持ったスペースであり、点在されていることも含め、3か所が一体として利用されることは想定されていない」、そういった、僕ちょっとホームページのほうもしっかり読んでいないのでいかなですが、市のほうは、それはあくまでも別個だと、そういったように市のほうは言っているのかどうか、再度それをお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） ちょっとどういう説明をしたかというところまでを今承知はしておりませんが、私どものとしょびあの考え方というのは、2階には先ほど申し上げたテーマ型の配架がある、それから学習のスペースがある、それから3階には子どもと暮らしの本コーナーがある、そういったものを総称してとしょびあという図書のコーナーがあるというようなところを、御説明はしてございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） はっきり言ってくださいよ。その部分は一体して使っているのか、使っていないのか。それぞれバラバラなのか、その部分だけはっきりお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 何をもって一体利用とおっしゃっているのかというところがございまして、それぞれのコーナーのところに目的があって、目的に沿って市民の皆様に図書のサービスのほうを提供していると、図書や学習支援といったようなサービスを提供しているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） もう少しはっきり言ってください。あのね、私が言っているのは、あくま

でもサービスポイントというのは、ちゃんと条例の中にもはっきり書いてあるじゃないですか。それぞれがばらばらに機能しているんじゃないでしょう。一体として機能しているんじゃないんですか。それでなかったら条例の中にわざわざそういうふうを書く必要ないじゃないですか。図書館条例ですよ、別の用途じゃないですよ。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 先ほどちょっとリーダーも言ったように、一体という捉え方にもいろいろあるかと思いますが、それぞれプラザにある、それぞれの高取、吉浜、そういうのも含めてそれぞれ目的、その場所、場所での目的があって運用している。ですので、いきいきの中にある学習室、3階のこどもの本、2階の部分ですね、そういった部分もそれぞれのターゲット、目的を持って、それぞれその部屋の役割を持ってやっているという、そういう認識でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 部長がせっかく答弁したのでそれ以上は攻めませんが、その辺のところは今後問題になってくる話ですので、ぜひきちっと整理はしていただきたいと思います。

以上で美術館のほうと図書館のほうは終わらせていただきます。

続きまして、刈谷豊田総合病院の高浜分院の跡地利用についてお伺いいたします。

なぜ、今回急に分院の取壊しが始まったのか、その経緯をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 旧高浜分院の取壊しにつきましては、医療法人豊田会と締結をしております協定書の中で旧高浜分院の取壊し時期についての定めがありまして、取壊しにつきましては高浜豊田病院への移転日後、6年目をめどに取壊しをすることとなっております。このため、協定書の定めにとりまして、豊田会のほうは旧高浜分院の取壊しのほうに着手したものといたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 私がなぜこんな質問をするかといいますと、実際に今のところの分院は、まだ一番前のところは平成の終わりに増築をしております、まだ耐用年数のほうはそんなにたっておりません。せっかくあるものを有効に使っていく、それが僕は公共施設の縮充の根底だと思いますので、そういったところで今後商工会のほうにつきましては、いずれか今のエコハウスのところから新しいところへ移るといって、そのときにもまた補助金を出して移転をしていかなければいけない。そういったことを考えていきますと、せっかく今ある建物をもっと有効に使える可能性はなかったのかということをおもうわけです。そのところを、今後跡地の活用についてどこで議論され、いつまでに結論を出すのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 議論につきましては、跡地活用につきましては、公共施設総合管理計画の推進本部会議を含め、行政全体のほうで議論を行ってまいります。

そして、いつ結論が出るかという御質問につきましては、現在医療法人豊田会が旧高浜分院の解体工事を実施しており、来年6月末に竣工予定となっております。その1年以上の間隔を取って保健センターの解体に着手する予定ですので、それまでに方向性を決定していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 1年後に旧保健センターを取壊しすると、あそこのところは今現在倉庫で使われているわけですから、あそこのところにはまだ備品や何かが入っていますので、その移転先だとか、こういったところも考えていかなければいけないわけですので、そのことは理解しますけれども、やはりきちっとそういった、今まで公共施設の複合化もやってきておりますけれども、その後の施設をまだそのまま用途も決まらずにそのまま残っているところが幾つかあります。そういったことも早急に、きちっと整理をしていただいて、どうこれからそういう跡地を利用していか、そういったこともしっかり考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、旧高取幼稚園の跡地利用についてお伺いいたします。今回の取壊しが始まった経緯をお答えください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 取壊しにつきましては、昨年度実施設計を行いまして、本年度予算化し、6月21日に入札を行い、予定としては12月中旬に取壊しを完了する予定でございます。

取壊し後の土地の利用については、高浜市公共施設総合管理計画では、複合化施設、跡地活用の方針としては、機能の複合化や機能移転等、施設の総量圧縮により生じた未利用の資産については、資産の売却・貸付けなどの方法について検討します、とあります。今後このような計画に基づいて検討してまいるといことになるかと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 私、以前にも申し上げたことがあるんですけども、今は専務理事が代わっちゃつとるでいかんですけれども、前のJAの専務理事は、あそこのところを産直の用地としてあれが欲しいと、そういったことを市のほうに申入れをしてあるという、そういったお話を聞いたことがあるんですけども、そういった事実はあったのかどうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議員が以前からその交換についても御提案されておりますので、その交換については選択肢の一つであると考えておりまして、現在旧高取幼稚園の土地の測量、それと翼ふれあいプラザ及び旧高取幼稚園の不動産鑑定を行っておりますので、これらの結果大体10

月末には出てまいりますので、その後J Aあいち中央さんと具体的な協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、総務部長の答弁にもありますように、いわゆる翼のふれあいプラザは、あれはJ Aが所有地で、ちょっと僕金額しっかり覚えてないんでいかんですけども、J Aから市のほうが400万円強で借地料を払って借りていると思いますので、J Aは今の土地が欲しいわけですので、当然今の翼ふれあいプラザ、あれは翼の地区にとってもあれはどうしてもなければならぬ施設ですので、それをやっぱり交換で取得できるならば市のほうにメリットがありますので、ぜひその辺のところも踏まえてしっかりした対応をしていただきたいと思いますのでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 先ほど申し上げたように、選択肢の一つとして市でも考えておりますので、今後その点については協議していきますけれども、相手方があることですのでいつ頃そういった協議が整うかもまだ結論として分かりませんが、その方向で一応考えてはおりますので、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 次に、高取の農業センターについてお伺いいたします。現在の状況と今後の活用計画について、どのように考えているのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） お答えいたします。

高取農業センターにつきましては、施設の老朽化等による安全上の理由により、令和4年1月より貸館事業を休止している状況でございます。

なお、休止する際、施設の利用者に対しまして、貸館事業の休止に至った理由や、他の公共施設の利用を案内するなど、御理解をいただきながら休止のほうをいたしました。

次に、今後の活用計画、活用に対する考え方の御質問でございますが、現在、市では限られた財源の中で優先順位をつけ、公共施設の修繕等を実施しております。なお、農業センターの過去の利用者数を見ますと、あまり利用率が高い施設ではありませんでしたが、今後修繕のめどが立ち、建物の安全性が確保された場合は利用を再開したいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今の農業センターのところにつきましては、以前私も悠遊たかとりでボランティアなんかをやらせていただいておりますけれども、あそこのところで大体40人ぐらいの方が悠遊たかとりでボランティアをやっておみえになりました。それで、高取小学校の長寿命化によってなくなってしまって、悠遊たかとりはほかのところへ利用者の方は移転していただい

おります。ぜひ、高取のほうにそういった宅老施設がなくなってしまうとよその地域まで行くような状態ですと、なかなか地域の人にとっては不便ですので、ぜひその農業センターを改築するようなことがあれば、高取地域のところにぜひそういった宅老や何かを造っていただきたいと思いますので、これは要望とさせていただきます。

それから、次に大山会館についてお伺いいたします。現在の利用状況と今後の活用計画について、どのように考えているのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） まず、現在の利用状況ということでございますけれども、現在貸館業務などの機能が用途廃止により廃止しておりますので、投票所や避難所など市として必要がある場合に使うということにしております。

今後の活用計画ということでございますけれども、先ほど申しましたように、用途廃止ということで活用していく建物ではありませんで、今後の活用計画というものはないという状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 過日、かわら美術館のほうのスタジオの利用者の方より、卓球で利用しているが、場所が狭いので以前のように大山会館が使用できないかとの相談がありました。研屋グラウンドについては、少年野球競技団に10年間の長期にわたって無償で利用を許可しています。旧大山会館についても研屋グラウンドのように利用できないか、お伺いいたします。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 現在、先ほど申しましたように、この建物についても用途廃止しておるという観点から、一般的に市民に貸し出すという考えは持ち合わせていないということでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今の大山会館は普通財産ですので、普通財産は貸付けだとかそういったものの対象にもなってくるわけじゃないですか。だったらその辺のところに要望があったら、そういったこともぜひ、僕は考えていく必要があると思いますけれども、その辺の考え方をお願いします。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 確かに普通財産というのは、相手方と契約を結べば貸す方法も可能だということは認識しております。ただ、その場合、貸すに当たっても、じゃ、その普通財産を、市の財産であることには違いがないので、それを例えばどういう相手に貸すか、どういう目的で使うか、そういうことをきちんと吟味した上でないと貸せないかなということになりますので、一般論としてはそういうことを検討して貸していくものだという認識をしております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 時間も迫ってきておりますので、次へ進みます。

次に、高浜市やきもの里かわら美術館・図書館と学校図書館の連携について質問をさせていただきます。以前は、学校図書館の本は指定管理者が登録していましたが、現在はどのように行われているのかをお答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 現在も、指定管理者が必要な蔵書データを登録した上で学校のほうへ納入しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 令和元年から令和5年までの図書館図書と学校図書の購入費をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） では、最初に学校図書の購入のほうを報告させていただきます。

図書購入費の実績でございますが、小学校は5校合わせて令和元年度144万円、令和2年度146万円、令和3年度156万円、令和4年度167万円、令和5年度は予算額で申し上げます。166万円となっております。

中学校2校合わせて、令和元年度134万円、令和2年度138万円、令和3年度126万円、令和4年度144万円、令和5年度は予算額で142万円となっております。

小学校・中学校とも図書購入費につきましては増加傾向にあると考えております。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 図書館の図書購入費についてということでございますが、令和元年度から4年度までの実績ということで500万円、5年度は予算として500万円でございます。

〔「すみません、ちょっと聞こえませんでしたので、もう一回」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 令和元年度から4年度までの実績が500万円、毎年度500万円。令和5年度は、予算額として500万円でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 以前は、図書館図書のほうは、当初は1,400万円ぐらい、それが途中で1,000万円ぐらいになって現在500万円ということで、非常に減っておるわけです。

それで、学校のほうはほとんど数字の変化は、増加傾向ではありますけれどもほとんど以前と変わっていない状況で、実際には図書の購入費の額はかなり減ってきておるわけですね。その辺のところから言っていきますと、当初市長がこれから貸出しの図書館ではなくて、いわゆるリファレンスを重視した、そういった図書館を考えていきたい、利用のほうも先ほどの話から言って

いきますとかなり利用者の評価は高いというような、そういった評価でしたけれども、私はそのようには理解しておりませんが。その辺のところ、やっぱり図書はきちっと必要な分だけは買っていき、そういったものは必要だと思いますので、ぜひ今後こういったことはしっかりしていただきたいと思います。

それから、学校図書は基準が定められていると思いますが、高浜市ではどういう基準になっているのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 文部科学省に、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標といたしまして、学校図書館の図書標準というものが示されております。市内の学校ごとの学校図書標準は、高浜小学校が1万760冊、吉浜小学校が1万1,360冊、高取小学校が9,560冊、港小学校が8,360冊、翼小学校1万760冊。高浜中学校1万1,960冊、南中学校9,560冊という状況になっております。

○議長（杉浦康憲） 黒川議員、あと2分ほどになります。

14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 実際に今言われた数字、確かにこれでいっていくというと基準は満たしている。以前にも私質問したことがあるんですけども、基準を満たしていればいいというものではありません。やはりそれにそぐった新しい内容の本や何かをそろえていただくのが必要だと思いますので、ぜひその辺のところも踏まえて今後充実を図っていただきたいと思います。

次に、もう時間がありませんので最後1点だけお願いしたいと思います。

実際は、今市のほうが公共施設の在り方計画の中でいろいろな複合化をしておりますけれども、跡地利用のほうは、できるだけ早くきちとした利用方法を定めていただいて、もっと皆さんが喜んでいただけるような、そういった施設にしていきたいと思いますので、今後の公共施設の在り方についてどのように今後取り組んでいただくのか、その辺のところを再度、市長にどういう使い方をしていくのか、答えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、今後の跡地利用の関係でということでございますけれども、やはり跡地利用と申しますのはその状況、それから当然利用するには建物を全て壊して、今では地歴調査だとかそういうこともしなければいけないものですから、処分をするにしても貸し付けるにしても、そういったことを様々な状況、それから市の財政状況のもございますので、そういったものを踏まえながら考えてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○14番（黒川美克） ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は14時40分。

午後2時30分休憩

午後 2 時40分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、福岡里香議員。一つ、高浜市広報戦略について、一つ、高浜市第4次地域福祉計画について、以上2問についての質問を許します。

7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 議長のお許しをいただきましたので、通告の順に、一問一答方式で質問をさせていただきます。

初めに、高浜市広報戦略について。

令和5年7月に改訂・発行された、高浜市広報戦略を拝見させていただきました。自身も高浜市を多くの方にアピールするために、SNSや動画を使ってお店の情報などを発信しております。情報発信は非常に重要な取組であると考えており、高浜市広報戦略を最大限生かしていくことで、市民が情報を得やすくなる環境がつかれることはもちろん、市外の方に高浜市を知っていただく重要なツールになると思います。そこで何点か御質問させていただきます。

まず1点目の質問ですが、広報戦略の中では目指す広報の姿として、「伝えるから伝わる、そして行動してもらう広報へ」とされていますが、どうしてこのような目指す姿となったのか、そこに至る経緯を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 広報戦略につきましては、2018年12月19日に、まず初版となる広報戦略を策定いたしました。本市には、自治に関する仕組みや制度の基本を定めた自治基本条例があり、その第4条では、まちづくりの基本原則として参画・協働・情報共有の3つの行動原則が定められており、その基本姿勢の指針として参画・協働・情報共有のガイドラインを作成しております。そうした中で、情報発信をいま一度全庁的に捉え直し、戦略的配慮の上に積極的に発信していくことが必要と考え、地域情報化アドバイザーの方の協力をいただき、作成をいたしました。その後、デジタル化のさらなる流れなど、社会状況の変化に伴い、令和4年度新たに再度、地域情報化アドバイザーの方をお招きし、広報戦略の見直しを行いました。

地域情報化アドバイザーの方からのアドバイスをいただく中で、広報というのは情報を受け取った側の行動変容、つまり行動につながるような情報発信を目指していかないといけないというお話をいただきました。そのためには、一方的に伝えるといった姿勢ではなく、伝わるためには何が必要かということを考え、実行していかないといけないという考えに至り、今回の広報戦略の、目指す広報の姿としたところでございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

次に、国では社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・進化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すとして、2022年12月23日にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し、公表しています。戦略の中では、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決やデジタル実装の基礎条件整備に関する方針や取組が書かれています。

このように、デジタル化の流れを踏まえ、広報戦略、情報発信においてもデジタルファーストの考え方が必要と考えますが、当局の考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） スマートフォンの普及率も現在かなり上がってきております。情報収集の手段というのは年々デジタル化が進んでいると感じております。本市としましても、広報戦略、情報発信につきましては、今後デジタルファーストの考え方で進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

広報戦略を見ると、これからの市の情報発信については、こうしたデジタル化という部分を大分意識した書きぶりになっているなど感じました。

では、広報戦略に書かれていることも踏まえ、幾つか質問させていただきます。広報戦略の中では、令和9年度まで実現することとして3点挙げられています。まず1つ目として、市公式ホームページのアクセス件数を増加させる、についてお聞きします。

市からの情報発信として、やはり最初に頭に浮かぶのは広報誌かと思いますが、自分自身は高浜市で分からないことがあると市役所のホームページで調べています。ただ、なかなか知りたい内容のところにたどり着けないことがあります。ホームページを情報のプラットフォームとしてより検索が分かりやすく、また見やすくしていくなど、強化・充実すべきと考えますが、当局の考え方や今後の取組についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 私どもといたしましても、総合計画における個別目標の4、情報発信・シティプロモーションの5年後の目指す姿の中で、まちの情報がいつでもどこでも分かりやすく得られるようになっているという姿を実現する手段の中心は、ホームページの充実・強化であると考えております。

ホームページというのは情報の掲載量に制限がなく、情報端末を持っていればいつでもどこからでもアクセスが可能である、ホームページが情報のプラットフォームであり、重要なツールであると考えております。

ホームページにつきましては、平成31年度に管理システムを導入し、リニューアルをいたしま

した。その後いろいろ御意見等々ある中で、令和4年度にトップページのほうもリニューアルをいたしました。令和5年度末で現在のシステムの契約期間が満了となりますので、今年度中にシステム更新をしてまいります。更新作業の中でさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。今よりさらに高浜市の情報がすぐに得られるようなホームページになることを期待しております。

次に、2つ目の、市公式LINEへの登録者数を増加させるについてお聞きします。先ほどお聞きしたホームページについては、どちらかという情報が欲しいという方が必要に応じて訪れ、情報を見たり検索するといった受動的な情報発信であると思います。ただ、もともと興味・関心がない情報については、見る機会がないままになってしまいます。

先日、踏切事故の影響で、いきいき号に大幅な遅れが生じていると市公式LINEに情報が送られてきたように、市の情報には興味・関心がなくても知っておいてもらいたい情報がたくさんあると思います。そうした情報を積極的に市民にお届けするような、プッシュ型の情報発信が重要であり、高浜市でも公式LINEなどを実施していますが、もっと登録者数を増やしていくことが必要ではないかと考えます。

そこで、先日、市公式LINEの登録キャンペーンを実施されていましたが、キャンペーンをしたことにより登録者数に変化は見られましたか。また、LINE登録者数の目標値を登録者数3万人と設定されています。まだまだ目標の実現には道のりは遠いと思いますが、達成に向けて今後取り組んでいこうとしていること、考えていることがあれば、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 1点目の市公式LINEの登録キャンペーンにつきましては、令和5年6月8日から7月23日までの46日間の期間で、市公式LINEの登録者数を増やし、ブロック数を減らすということを目的に、市公式LINEアカウントの友達限定で景品が抽選で当たるキャンペーンを実施いたしました。

結果としましては、市内の方572人、市外の方27人の計599の方が応募をいただきました。その中で新規に登録をいただいた方につきましては、270人の登録がございました。これは通常時、同じような通常の期間の登録者数の増加率と比べると2倍強の上昇率があったというところがございます。また、ブロック数の上昇というのでも抑えられました。通常時の大体半分ぐらいのブロック数の抑えになっております。

次に、2点目の今後に向けてにつきましては、LINEの登録者数につきましては、9月5日、本日ですが、9月5日時点で登録者数が4,904人となっております。まだまだ目標とする登録者数までには差があるというような状況でございます。今後も各種の事例を参考にしながら、

今回のキャンペーンのような取組を定期的に行うことで、利用者の増加及びブロック数の抑制に取り組んでいきたいと考えております。

また、現在の高浜市の公式LINEでは、セグメント配信という、登録者が必要とする情報のみを配信する機能がないため、市が発信する情報が全て登録者に配信されます。登録者側からすると全ての情報がかなりたくさん来てしまいますので、そうするとブロックされてしまう可能性も高くなるため、今後セグメント配信ができるようなシステムの導入、こちらを今現時点で進めてございまして、今年度中にはそういったセグメント配信ができるような形で準備を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。ある一定の成果があったことは分かりましたが、今回のキャンペーンはどちらかというと成人向けのキャンペーンだったかと思いましたが、例えばLINE登録するとコンビニで手軽に使用できるLINEギフトをプレゼントできれば、若い世代から成人の方まで喜ばれ、若い世代の登録者数も増えるのではないかと思いましたが、また、プレゼントの送料がかからず、手間も省けるのではないかと思いましたが。次回、もし同様に取組まれるときは、このような点も参考にさせていただければと思います。

次に、「広報たかはま」を紙からデジタルへ、についてお聞きします。

多くの方がスマートフォンやインターネットを使い、情報を収集するのが主流となっている今、広報を紙媒体からデジタル媒体へ変更していきたいということかと思えます。紙媒体についてはスマートフォンのように持ち歩いているわけではないので、いつでもどこでも調べることができず、また一定期間を過ぎると廃棄され、ごみになってしまいます。環境への配慮という点からも、広報たかはまを紙からデジタルへという点については、令和9年までにと言わず早急に取り組んでいくべきかと思えますが、当局の考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 広報誌のデジタル化というお話です。これにつきましては、デジタルファースト、またSDGsの観点から進めていきたいというふうに考えております。ただ、進めるに当たりましては課題もあるというふうに認識いたしております。知ってほしい情報が確実に市民に届くような情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

今の答弁の中にも、デジタル化を進めていく上での課題という発言がありました。情報発信に限らず、デジタル化の取組を進めていく上で表裏一体の課題として、デジタル弱者に対するフォローという問題があると思います。オンラインやSNS等が分からない、できないと言われる方が、災害時など必要な場面での的確な情報を得ることができるよう、私たちがあきらめずにフォ

ローしていかなければならないと感じていますが、そうしたデジタル弱者に対してはどのような対策をしていきますか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） デジタルに疎いという方、特に情報発信のデジタル化の観点でお答をさせていただきますが、現時点でスマートフォンにあまり詳しくないが知りたい、使えるようになりたいという方に対しましては、スマートフォンセミナーの実施を、まちづくり協議会の御協力をいただき、昨年度より実施をしております。

令和4年度の実績としましては、南部まちづくり協議会で2回、吉浜まちづくり協議会で11回、高取まちづくり協議会で9回のスマートフォンセミナーを実施いたしました。令和5年度につきましても、南部まちづくり協議会及び吉浜まちづくり協議会において、スマートフォン教室を開催し、デジタル化に疎いと言われる方々に対してフォローを行っております。

また、市としても、スマートフォン全般ではなくLINEの使い方に特化したような教室を、年度内で開催できたらと考えてございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。市の情報発信に対する考え方や目指す方向、今後の取組については、分かりました。

ただ、これまでの答弁をお聞きしていると、ホームページの系統的なことであったり、LINEの登録者数を増やす、広報を紙媒体からデジタル媒体へというところで、ハード的なところが多かったと感じます。ただ、幾らよいシステムを入れても、それを運用する部分がしっかりとしていないと、意味がありません。議員となり、市の取組を勉強していく中で、行政では様々な活動をされているということが分かりました。その一方で、せっかく多くの活動をされているのに、そうした数々の活動内容の発信が少ないなとも感じました。市民の皆さんにもっと積極的に発信していくべきと考え、今後、情報の発信を多くしていくために考えていることがあれば、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 幾ら高性能なシステムを導入いたしましても、それを運用する際は人の意識が高まってこないと情報発信の充実・強化というのは進んでいかないと考えております。

そこで、今後、写真の撮り方だったり記事の書き方についても、とにかく行政用語を多く使いがちですが、行政用語を分かりやすく表現するといったような、職員向けの講座を開催していきたいと考えております。

また、職員だけではなく、市民の皆さんからも情報を発信していただけるような環境を整備していきたいというところから、現在既にもう市のホームページのイベントカレンダーの部分に、市民団体の実施するイベントや行事を投稿、掲載できるような仕組みを整えました。こちらにつ

きましては9月1日号の広報にて周知を図るとともに、町内会やまちづくり協議会を通じて周知をさせていただいたところであります。

加えて、今後市民向けのそういった情報発信講座につきましても実施をしていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。ソフト面の取組もしっかりと考えられていて、安心いたしました。

広報戦略では、「伝える」から「伝わる」そして「行動してもらおう広報へ」という目指す姿を実現することで、市民に知りたい情報が確実に届く、高浜市を応援したい、行ってみたい人が増える、高浜市に住んでいることに喜びを感じ、人に伝えたいと思うということが達成されると書かれています。その中でも、「高浜市を応援したい、行ってみたい人が増える」については、市民ではなく市外の方に対することかと思えます。さきの問題では、市民の方に対する情報発信のさらなる取組の部分をお聞きしましたが、市外の方に対するシティプロモーションについても同様に、もっと積極的に展開すべきと考えますが、当局の考え方や、具体的にはどのような方法でアプローチをかけていくのかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） シティプロモーションのところにつきましては、総合政策グループ、経済環境グループ及び文化スポーツグループにおきまして、シティプロモーションに関しての意見交換会を、今年度の6月に実施をいたしました。その中で、コンテストのような形で市民の皆さんから高浜市のよいところを投稿していただくような仕掛けを実施していけたらいいなというアイデアが出まして、できるところから挑戦していこうということで、高浜市観光協会と連携をしまして、インスタグラムを活用した、ハッシュタグ高浜ありかもプロジェクトという取組を、9月1日からスタートしております。これは市民参加型のシティプロモーションの取組として、高浜市のよいところ、魅力など、自身が撮影した一押しの写真や動画にハッシュタグをつけて投稿していただくというものになります。

また、これからの方向性や具体的な取組につきましても検討していくために、今後は有識者をアドバイザーとしてお招きし、勉強会のほうを引き続き開催をしていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。インスタグラムの、ハッシュタグ高浜ありかもプロジェクトは、私も少し気になって見ていますが、早速参加される方がいらっしゃって、これからもっと盛り上がっていきそうな感じがしました。高浜市の魅力が市民の皆様から発信されるこのプロジェクトは、とてもよいと思いました。

これまで、デジタルの力を使った広報・情報発信についてお聞きしました。ただ、広報戦略を

最後まで見ていくと、最後の部分に「人から人へつながる広報」と書かれています。これはSNSなどでの拡散だけではなく、対面での人と人とのつながりを大事にした拡散、口コミなどでの発信も必要であると考えられているということかと思いますが、市民との情報交換についてはどのように行っていこうとしているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） デジタル技術の活用による情報発信の充実・強化も非常に必要と考えておりますが、やはり人と人、対話を通じた情報発信、口コミといった部分も大切にしていきたいと考えております。様々な委員会や会議体、また、まちづくり協議会などの団体さんとの日頃のお付き合いの中で、会話を通じてお伝えするなど、協働自治、これまで高浜市が必死に育ててきた強みでございます協働自治を進めていくことが、人を通じた情報発信の充実・強化につながっていくと考えております。

今後は、第7次総合計画策定時に組織をいたしました、高浜市の未来を描く市民会議というものを第7次総合計画の策定時にはつくってございました。それに代わるような、市民の皆さんと意見交換を継続的に実施していけるような仕組み、加えて子供や若者の意見を聴取するような仕組みを、検討を、現在しておりますので、そうした場を活用して人を通じた情報発信を展開していけたらと考えてございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。特に子供や若者の意見を聴取できる仕組みづくりと、そこから人を通じた情報発信が展開できることを期待しております。

これまで、市の戦略的な情報発信の考え方や取組の方向性などをお聞きしてきましたが、最後に5年後、10年後の社会を取り巻く状況を踏まえ、第7次総合計画に掲げる「人と想いが つながり つながる しあわせなまち 大家族たかはま」の実現に向けて、この情報発信で何が一番大切というか、重点を置いて取り組んでいこうとしているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 情報発信の重点事項という御質問でございます。第7次高浜市総合計画では、高浜市が目指す将来都市像、「人と想いが つながり つながる しあわせなまち 大家族たかはま」の実現に向けて、高浜市に関わる全ての人たちの力で実現するという考え方を掲げ、行政が取り組むことだけではなく一人ひとりができること、みんなのできることを掲げております。高浜市が目指す将来都市像を実現するためには、高浜市に関わる一人でも多くの方がSNSなどのツールがある中で、例えば広報マンとして行動していただくことが重要だなというふうに考えております。

広報戦略に掲げる目的、行動変容までつながる情報発信に重点を置いて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。自分自身もSNSや動画を使って情報発信を行う上で、市民の皆様はもちろん、市外の方にも高浜市の情報を伝えることの難しさを実感しています。しかし、これからの時代、的確な情報を欲しいときに直ちに得られることが、市民の安心・安全、快適な生活につながっていくと思いますので、今後も時代時代に合ったツールを活用して、変化を恐れず変えていくべきところは改善し、積極的に情報発信に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

先日、市内のイベントでいろんな方とお話する機会があり、こうした機会を設けることも情報発信の1つであると思いました。私も高浜市のよさを多くの方にPRするために、広報の一人として協力していきたいと思っております。共にSNSや動画、オンライン等で発信していき、いずれは市民の皆様も一緒に参加していただくことで高浜市を盛り上げていくと同時に、「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかはま」の実現に近づいていけたらと思います。

次に、高浜市第4次地域福祉計画についての質問をさせていただきます。

私は、病院や介護施設で介護の仕事をしてきました。施設内で過ごされる御利用者は介護従事者に見守られ、何かあってもすぐに対応できる環境がありますが、御自宅で独り暮らしをされている要介護者や御高齢の夫婦で住んでみえる方たちの見守り体制は大丈夫なのか、心配になりました。また、SNSのフォロワーから、要介護者の夫婦が2人で高浜市に住まれている心配だとメッセージを頂いたこともあり、今回地域福祉計画について一般質問をすることで、高浜市が現在取り組んでいる内容を一人でも多くの方に知っていただくと同時に、最大限活用していただけたらと思いました。

また、私が以前おかずの家でお買い物をしたときに、「健康自生地」という表示があるのを見て何のことか分からず、高浜市公式ホームページで調べました。健康自生地とは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生き生きと過ごせるように、市内にある施設や商店、公園など、元気で健康になれる居場所を活用し、皆さんの健康づくり活動を応援していますとありました。これはまさに私がやりたいと思っていた内容で、既に取り組まれている、とても感動しました。やりたいと思っていた私でも知らなかったのも、まだ知らない方も多くいるのではないかと、ぜひ多くの方に知ってもらいたいという思いが強くなりました。4月から施行されている地域福祉計画で何度か一般質問をされていますが、とても大切な内容で、少しでも多くの市民の皆様を知っていただきたいので質問させていただきます。

初めに、高浜市地域福祉計画は、「その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくりを進めます」を基本理念に置き、3つの基本目標に基づき課題を解決されていくと聞いています。まず、基本目標1、複雑化・複合化している課題に対応する包括的な支援体制づくりを進めます、

の①包括的な支援体制づくりについてお聞きします。

このパートでは、誰もがいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高浜版地域包括ケアシステムのさらなる充実を目指す目標が掲げられていますが、初めに本市における包括的な相談支援体制について、どのように充実させていくのか、また福祉の総合相談窓口がいきいき広場にあることを多くの市民に知っていただくためにどのように周知されるのか、現在までの取組状況と併せてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 本市では、地域住民の皆さんが抱える課題を解決するため、高浜版地域包括ケアシステムの充実・強化を図ってまいりました。具体的には、いきいき広場に相談窓口を集約し、制度のはざまやサービスにつながらない課題に対しましても相談を受け止める体制を整えてまいりました。また、平成26年度より、福祉相談の入り口となります、福祉まるごと相談グループを設置し、包括的に受け止める相談体制を整えました。加えて、様々な情報をいち早く把握し、適切に関係部署につなぐ総合相談コーディネーターとしての役割も担い、支援調整が必要なケースは随時多機関協働による支援調整をするなど、子供からお年寄り、さらには障がい者や生活困窮者といった、属性や世代を問わない全世代型の相談支援を行ってまいりました。

今後は、複雑化・複合化する市民の皆さんの困り事に対し、福祉・保健・医療はもちろんのこと、弁護士や社会福祉士といった専門職、まちづくり協議会や町内会といった地域団体、民生児童委員やボランティアの皆さん、そして民間企業など、地域の様々な機関とのネットワークの強化を図り、包括的な相談支援体制をさらに充実させるとともに、これらの支援者を通じて、広く市民へいきいき広場の役割を周知してまいりたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。いきいき広場は、福祉の相談窓口があって、子育て・介護・障がい・健康・暮らしなど、どんな困り事でも相談に乗ってくれることを、今後も多くの市民の皆さんに知ってもらえるよう、努めていただきたいと思います。

次に、基本目標1の包括的な支援体制づくりの中にあります、②支え合いと見守りの体制づくりについてお聞きします。先ほど、地域の様々な機関とのネットワークの強化を図り、包括的な相談支援体制をさらに充実させるとお聞きしましたが、そのネットワークによりどのような見守り活動をされているのかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 高齢化とともに、高齢者の孤立・孤独が社会問題となっており、自宅に閉じ籠もって一日中テレビを見ている方や、退職を機に外出の機会が減ってしまい、閉じ籠もってしまう方もいらっしゃいます。孤立・孤独にしない、させないためには、人との交

流や地域とのつながりづくりが求められますが、本市では見守りを兼ねた福祉サービスとして、配食サービスや緊急通報装置の設置などを行っております。

配食サービスでは、お届けした際に配達員が声かけし、直接手渡しすることでコミュニケーションを図っていますが、利用者の中には配達員が来るのを心待ちにされている方もいらっしゃると思います。また、緊急通報装置の設置では、オペレーターから定期的に「お元気ですか」、とお伺いの電話をするなど、声かけによる安否確認だけでなく、話し相手としてのコミュニケーションを図っております。

また、認知症の方やその家族に対しましては、SOSネットワークの事前登録や個人賠償責任保険への加入を勧め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種福祉サービスによる見守り活動を展開しております。

そのほかにも、民生児童委員やシルバー人材センター、見守り推進員による独り暮らし高齢者や高齢者世帯への訪問、一部のまちづくり協議会が行っております、日中独居となる高齢者の訪問では、安否確認だけでなく、会話を通じて人や地域とつながる機会を創出しております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。内閣府の調べによりますと、我が国の65歳以上の高齢者人口は今後も増加し続け、2042年にピークを迎えます。高齢者数の増加に伴い、要介護認定者や認知症を発症される方が増えるとともに、単身高齢者世帯が増加します。ただいまお聞きしました本市の見守り活動は大変心強いものであり、少し安心しました。しかし、一方で地域の見守りが必要な方は高齢者だけではなく、子育てや障がい、引き籠もり、経済的な困窮などの悩みや課題を抱えた若い世代の方もいらっしゃいます。こういった方々に対する見守り活動は、どのように展開しているのかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 子育てや障がい、引き籠もり、経済的な困窮などの悩みや課題を抱えた若い世代の方をいち早く把握するには、行政の気づきだけではなく地域の気づきが大切になります。御近所同士のちょっとした声かけや日々の挨拶は、孤立・孤独を防止するだけでなく、地域でお互いに支え合う地域共生社会の実現に向けた取組の一つになりますので、まちづくり協議会や町内会、各種団体の活動にいきいき広場職員が積極的に参加し、情報を収集することで支え合いのまちづくりを進めています。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。日々地域で挨拶を行うということは、変化に気づくという意味でも大事なことです。私も挨拶やお話をしているときに話し方や雰囲気はいつもと違うなど感じる時があるんですが、どうしたらいいか分からなくて困っていることもあるので、今後は行政に相談させていただきます。

次に、基本目標1の包括的な支援体制づくりの中にあります、④情報が入手しやすいしくみづくりについてお聞きします。

福祉サービスを必要としている方が地域で安心して生活を送るためには、どのようなサービスがあるのかを知っていただくことが大切です。また、関係機関や地域住民と積極的に情報共有をすることで福祉支援を必要としている方の早期把握にもつながります。そこで、どのような方法で情報発信をされているのか、また関係機関との情報共有、今後の取組についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 情報発信につきましては、広報やホームページ、SNSなどの媒体のほかに、民生児童委員やケアマネジャーなどの関係者が直接訪問するなどして、情報提供を行っております。

加えて、先ほども申し上げましたが、そのほか、まちづくり協議会や地域の活動にいきいき広場の職員が参加し、福祉サービスの情報提供だけでなく、地域の情報を把握するなどの活動も行っております。今後は、若い世代の皆さんに対しましては電子媒体を中心とした情報発信に力を入れるとともに、高齢者の皆さんに対しましては日常生活でよく利用される場所などに各種パンフレットを設置し、内容につきましても分かりやすくイラストを用いるなどして、広く情報が入手できる環境を整えてまいります。

また、福祉まるごと相談グループでは、いきいき広場内の関係機関だけでなく、先ほど御答弁させていただきました各種見守り活動を通じて得た情報が集約される体制となっており、集まった情報を基に適切な支援につながるよう調整させていただいております。今後はこの情報をより早く正確に共有するため、医療・介護の連携支援ツールであります、えんjoyネット高浜をほかの分野で活用できるよう検討し、ICTを活用した新たな情報ネットワークの構築を進めてまいります。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。情報を入手する手段だけではなく、情報共有の仕組みも構築されているということで、安心いたしました。

基本目標1については、現在も様々な施策を実施され、市民の皆さんの安心につながっていることが分かりました。さらにスムーズな支援ができるよう、体制づくりをお願いいたします。

次に、基本目標2、誰もが孤立することなく活躍できる社会参加のしくみづくりを進めます、についてお聞きします。

この中にあります、①参加支援のつながりづくりから社会参加支援の充実について、地域には様々な年代のいろいろな方が暮らしています。一口に社会参加と言っても何をしたらいいのか、自分に何ができるのか、何をしたら社会参加になるのか分からない方もいると思います。私は、

地域で開催するイベントに参加することも社会参加だと思っています。現在どのように参加を促しているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 地域には様々な立場のあらゆる市民の方が生活をしておられます。年齢や性別、障がいの有無に関わらず、あらゆる人が地域の中で居場所を見つけ、多様な形で社会参加できるように機会や場を準備し、その情報を周知していこうと考えております。

現在、市からの情報は、広報誌、ホームページ、LINEで展開しておりますが、例えば健康自生地の情報は「たかはま元気deねっと」のほかに、情報誌「でいでーる」を発行して周知及び参加を促しております。また、引き籠もりなど複雑で複合的な生活課題を抱え、社会的に孤立してしまう家庭もあります。情報が届かないことで必要な支援を受けることができず、社会的に孤立する可能性がある家庭の情報を、地域からいただいた場合には、アウトリーチ支援を通じて地域と連携し、伴走型の支援を行っております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。社会参加しようと思っても情報がなかったり、参加できることを知らなければ参加もできません。せつかくある有益な情報は、いろんな方法でたくさんの方に周知していただきたいと思います。

次に、基本目標2、社会参加のしくみづくりの②に、活躍の場づくりがあります。高齢者の活躍の場と言ってすぐに思い浮かぶのが、シルバー人材センターやいきいきクラブがありますが、それ以外にあれば教えてください。

また、先日いきいき広場で開催された子ども食堂に参加しました。たくさんの親子が楽しそうに食事をしていました。食事をされている方もにこにこされていました。チャレンジサポートたかはまの障がいをお持ちの方も楽しそうに受付をされていました。今回の子ども食堂で提供されたお野菜は、チャレンジサポートたかはまで作った野菜も含まれていたということで福祉と異分野の連携だなと感じました。今回の子ども食堂のように、障がいのある方の地域活動、福祉と異分野の連携で行っていることを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 市民の皆さんが気軽に出かけられ、地域の皆さんと触れ合うことができる健康自生地の担い手は、地域にお住いの主に高齢者の皆さんです。地域の中で何らかの役割を持つことは、生活の張りや生きがいの創出につながっています。囲碁教室、書道教室、体操教室、折り紙講座など、数多くの活躍の場が出来上がっています。

例えば、体操教室では体操を教えるだけではなく、準備から片づけまで多くの元気な高齢者の皆さんがその運営に携わっています。また、身体や精神に障害をお持ちの方には、高齢化しております農業現場での貴重な働き手として社会参画する農福連携の取組を推進しています。

議員が見られたチャレンジサポートたかはまでは、自ら所有する農地や農家が所有する農地をお借りして、年間を通じて落花生、タマネギ、ジャガイモなどを栽培しています。また、施設外就労として市内の農家に出かけ、農作物の収穫や仕分けの作業を行う事業所もあります。これまで支えられる側であった障がい者が農業を支える側となることによって、自信や生きがいの創出、生活の質の向上につながっています。今後も農業をはじめとする異分野との連携についても活動を拡大してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。自分ができることが増え、誰かのためになっている、必要とされているということは自己肯定感が上がり、生き生きと生活できることにもつながります。誰もが活躍できる場が増えるのはとてもいいことだと思いますので、今後も様々な分野に拡大させていってほしいと思います。

先ほど健康自生地について少し触れさせていただきましたが、私の今までの経験から、議員になったらやりたいと思っていた取組、必要だと思っていた事業を、既に高浜市では実践されていることに感心いたしました。しかし、市民の皆さんの中には健康自生地を知らないで過ごしてみえる方もいるかもしれませんので、この機会にもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

自宅で閉じ籠もりがちになる高齢者は、生活が単調になり、認知症や要介護状態へ陥るリスクが高まってしまいます。本市では、平成25年から高齢者に外出をする習慣を作り、適度な運動や地域住民と交流をしていただくことにより、高齢者の生きがいつくりや居場所づくりを目的として、健康自生地の取組が開始され、今日までに市内には数多くの健康自生地が誕生していることを知りました。

まず、現在の健康自生地の数、そしてどのような活動内容の健康自生地があるのかをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 高齢者の外出支援策の一環として、現在までに124か所の健康自生地を認定しており、それぞれの健康自生地では地域の方々が担い手となり、趣向を凝らして運営に取り組んでいただき、地域で健康づくり・介護予防ができる基盤づくりを進めてまいりました。運営されています健康自生地を大きく分類いたしますと、市内の商業店舗などで仲間づくりやおしゃべりを楽しめる場所は46か所、ふれあいプラザなど健康体操や教室で体を動かせる場所が31か所、カラオケ、図書室、書道教室など、文化・芸術など趣味を楽しめる場所が25カ所となっております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。ただいまの答弁から、市内には行ってみよう、参加してみようと感じる健康自生地が数多く存在することが分かりました。124か所もあれば、高

齢者の方でも御自宅から歩いて行ける距離にあるだろうとも推測されます。

では、現在の健康自生地の利用状況はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 健康自生地として認定しておりますいきいき広場のマシンスタジオでは、特に60歳以上の高齢者を対象とした健康促進教室を提供し、利用者の健康づくりや介護予防を促進する体操に、年間6,000人を超える高齢者の皆さんが御利用いただいております。また、施設内にゆっくりできるスペースがあり、どなたでも気軽に利用できるカフェがある地域共生型福祉施設あつぽなども人気があり、年間4,000の方が御利用をされております。

1つのお気に入りの健康自生地に毎日通うことも大切ですが、数多くの健康自生地を知っていただき、出かけていただく仕掛けといたしまして、毎年健康自生地スタンプラリーを実施しております。市内在住の60歳以上の方を対象に、健康自生地を巡って活動に参加することでポイントをためることができ、ポイントをためて応募すると抽選ですてきな賞品が当たるイベントでは、コロナ禍であった昨年でも4,000通を超える応募がありました。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。健康自生地は新たにハードを造るのではなく、地元の公共施設や商店などの既存の施設を活用しており、またその運営を元気な高齢者や商店主の方々が自主的に担っていることも特徴的で、利用者だけでなく担い手にとっても生きがいや喜びを感じて活動されており、その双方が介護予防や認知症予防につながっていると思います。この取組は新たな公共サービスのモデルでもあると考えますので、健康自生地をどんどん増やしていただきたいと思います。

また、自宅に閉じ籠もらず街に出歩くことは、高齢者の運動機能や認知機能を保持するためにも有益だと思いますので、今後も高齢者の皆さんがいつまでも健康で元気に生き生きと輝くまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

次に、基本目標3、住民同士で支え合う地域づくりを進めますの①地域の担い手づくりの中に、介護・福祉人材の確保・育成と書いてあります。今後も我が国の65歳以上の高齢者人口が増え続ける中で、国が試算する介護職員の必要数は、2025年が243万人に対して2040年には280万人としており、毎年2万人を超える新たなマンパワーが必要になると警笛を鳴らしています。

介護・福祉人材は全国的に不足している状況ではありますが、どのような方法で人材を確保・育成されているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 介護・福祉人材という観点においては、勤務条件、給与、仕事内容の難しさなど介護・福祉職の仕事には必ずしもいいイメージばかりではありません。高齢者人口の増加をはじめ、将来を見据えた介護・福祉人材の確保・育成は急務になっております。この

ため、仕事本来の魅力が正しく認識されるよう、介護・福祉職の魅力のPR活動を行う必要があると考えています。

介護サービスや生活支援を必要とする人とその家族を支える人材を確保・育成するためには、サービス提供事業者任せでなく、行政及び関係機関が連携を強化しながら取り組む必要があります。

本市では、これまでも介護ガイドブックの作成・配付、わくわくフェスティバルにおける介護・福祉フェアの開催、介護人材確保セミナーの開催など様々な取組を重ねてまいりました。また、昨年11月からは、市内で事業を展開されている社会福祉法人の皆さんと福祉人材確保・育成に関する意見交換会を定期的に開催しています。現在は夏休み中の児童センターと連携し、子供たちに福祉の仕事を知ってもらう機会として、小学生に向けた福祉のお仕事PRと福祉体験を実施したところでございます。

そのほかにも、8月21日にはざっくばらんなカフェとコラボし、福祉の魅力発信、若手交流研修会を開催し、福祉の魅力についてざっくばらんに思いを語っていただく機会を設けました。

今後は、若手の皆さんから頂いた提案を生かした企画の実現も含め、事業所の皆さんとも一緒になって福祉の魅力発信について考え、行動することにより、介護・福祉の人材確保・育成に取り組んでまいります。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。私が働いている事業所でも人材不足は深刻です。一人でも退職してしまうとそのほかの働いているスタッフの負担が増えてしまい、休みを取りづらい環境になり、さらなる退職者が生まれてしまいます。また、御利用者への手厚いケアもできなくなってしまいます。大変な介護職ですが、働きがい、魅力もとても大きいです。福祉の仕事はとても魅力ある仕事だということを、将来を担う子供たちに伝えていただきたいと思います。

最後に、基本目標3、支えあいの地域づくりの②安全・安心のまちづくりの中で、要支援者の実態把握と地域の助け合いのための仕組みづくりと書いてありますが、現在要支援者の実態把握はどこまで進んでいますか。介護を必要とされている方や障がいをお持ちの方は、災害が起きると助けがなければ避難することもできず、不安を募らせると聞いたことがありますので、教えてください。

また、地域の助け合いのための仕組みづくりはどのような方法で市民に伝達しているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 避難行動要支援者の実態把握についてですが、令和3年、4年の2年間かけて、対象と思われる75歳以上の高齢者や要介護3以上の介護区分の方、障がいをお持ちの方約3,400名に登録の依頼を郵送で実施いたしました。約2,300名の方から返信があり、この返

信があった方の約半数、1,044名の方から、個人情報地域を地域の避難支援者の方へ提供することの同意をいただきました。

地域の助け合いの仕組みづくりについては、今年度当初より各まちづくり協議会に出向いて説明を行っております。災害時には行政よりも身近な地域での助け合いが大切でありますので、地域で支援を行う体制をつくっていきましようと呼びかけております。

現在は、地域と話合いの機会を重ね、災害時に実現可能な体制づくりを構築している最中でありまます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。災害はいつ来るか分からないので、早く体制を整備することが大事ですが、実現可能な体制にすることはもっと大切なことだと思います。災害時に支援が必要な人に支援が届く体制づくりをお願いいたします。

本日は、第4次地域福祉計画の中から重点施策を中心に、幾つかの取組をお聞きしました。地域福祉は、高齢・障がい、その他様々な事情から福祉サービスが必要になっても、自分らしく誇りを持って街の一員として自立した生活を送れるような地域社会をつくっていくことです。一人一人が自立した生活を送るための支援は、市民の皆さんを含めた社会全体での支え合いの活動なくして包括的に支援することはできません。市民の皆さんも、自分たちでできることは積極的に動き、支え合っていくコミュニティづくりが求められています。

ただし、近年は人口構造や地域社会の変容により、様々な課題が複雑化・複合化してきました。これからの課題を解決するための取組として、基本目標1に掲げられた包括的な支援体制づくりが必要であり、今後の増え続ける高齢の方や障がいをお持ちの方が地域の中で居場所を見つけ、活躍できるよう、基本目標2に掲げられた社会参加のしくみづくりが必要であり、地域の中で役割と生きがいを持つ地域共生社会を実現するためには、基本目標3に掲げられた支え合いの地域づくりが必要です。この3つの基本目標を一体的に推し進めていただくことで、重層的な支援体制の構築へとつながってまいりますので、市や社会福祉協議会、そしてまちづくり協議会や町内会、さらには様々な関係機関に加えて、市民の皆さんが一体となってお互いさまの地域づくりを推進していただくことを祈念し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後3時35分散会